

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり	
施策	①介護サービス等の充実	実施計画掲載頁	109頁
対応する 主な課題	<p>○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。</p> <p>○介護サービスの利用者が必要なサービスを安心して利用できるよう、サービスの適正な給付及びサービスの質の向上を図る必要がある。</p> <p>○高齢社会が進行する中、居宅生活が困難な高齢者のニーズに対応するため、介護老人福祉施設等の整備充実を図る必要がある。</p>		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○介護保険サービスの提供			
1	介護保険事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	52,641	順調
<p>○被保険者からの審査請求に係る介護保険審査会の開催(4回)や、要介護認定等の審査に従事する者の研修を実施(1回)した。また、介護保険サービスの低所得利用者の負担軽減措置を行い、苦情処理業務を行う国保連の経費の一部を補助した。(1)</p>			
2	介護給付費等負担事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	14,158,406	順調
<p>○介護保険制度の安定的な運営のために、市町村の介護保険給付費の法で定める割合の額及び市町村の介護予防事業費等の法で定める割合の額を負担した。また、財政安定化基金から市町村等への貸付金に係る償還金を、同基金に積み立てた。(2)</p>			
3	介護サービス事業者指導・支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	17,445	順調
<p>○介護サービス事業所の適正な運営及びサービスの質の向上を図るために、制度改正内容に即した各サービス別の指導点検マニュアルを作成した上で、集団指導(地区別開催で計5回)、実地指導(427事業所)、行政処分(2事業所)を実施した。また、介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制を確認するために、業務管理体制に係る一般検査(111事業者)を実施した。(3)</p>			
○介護サービス等に携わる人材育成			
4	介護支援専門員資質向上事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	18,112	順調
<p>○一部講義の通信受講を実施し、離島受講者の負担軽減に取り組んだ上で、介護支援専門員実務研修(236人)、実務従事者基礎研修(80人)、専門研修課程(I・II)(500人)、主任介護支援専門員研修(67人)、更新研修(再研修)(151人)を実施した。(4)</p>			
5	訪問介護員資質向上推進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	2,340	順調
<p>○5月には年間研修日程を把握し、県ホームページへ掲載した上で、サービス提供責任者40人及び訪問介護員等の現任の介護職員230人に対する研修(認知症介護、腰痛予防、ストレスマネジメント等のテーマ)を実施した。(5)</p>			

○老人福祉施設の整備促進					
6	老人福祉施設等整備 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	324,370	順調		○平成27年度の老人福祉施設の整備は、計画のとおり、実績値(27年度竣工)が、2施設(新築1、改築1)となった。上記とは別に、那覇市へ移管となった新築予定であった2施設について竣工した。また、建設費用の高騰等に対応するため、補助金単価の約15%引き上げを実施した。(6)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	介護支援専門員養成数	4,735人 (23年度)	5,899人 (27年度)	5,885人	1,164人	545,801人 (23年度)
	状況説明	平成27年度の介護支援専門員養成数は、計画値230人に対し、実績236人と目標値を達成しており、累計で5,899人となった。平成28年度目標値はすでに達成済みだが、今後もさらなる養成人数の増加に向けて取り組む。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	介護老人福祉施設定員数	4,065人 (22年)	4,599人 (27年)	4,599人	534人	449,010人 (25年)
	状況説明	第5期高齢者保健福祉計画(平成24年度～平成26年度)にて、整備予定だったが平成27年度に繰り越された190床について、平成27年度中に竣工し、平成28年度目標である4,599人を達成した。今後も引き続き市町村との連携を密にし、各地域のニーズに基づいた整備を促進していく。				
成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	介護認定を受けていない高齢者の割合	81.9% (23年)	81.0% (28年)	81.9%	△0.9ポイント	82.1% (28年)
	状況説明	介護認定を受けていない高齢者の割合は、平成28年3月末現在で81.0%と、基準値(平成23年3月末)と比較して0.9ポイント低下している。なお、全国も平成28年3月末現在で82.1%と、平成23年3月末時点と比較して1.0ポイント低下している。 高齢になるほど介護認定を受ける割合が高くなることから、後期高齢者(75歳以上)人口の増加と共に、介護認定を受ける割合も増加している。引き続き介護予防事業等の実施に取り組むことで、介護を必要としない高齢者の割合を維持し、平成28年度目標値を達成するよう努める。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
実地指導の実施率	5.3% (24年)	6.6% (25年)	14.1% (26年)	↗	17.2% (26年)
テーマ別技術向上研修	215人 (25年度)	180人 (26年度)	230人 (27年度)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○介護保険サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業においては、要介護・要支援認定や介護保険料等に係る相談・苦情を受け付けて対応しているところであるが、相談者本人が求める内容について、保険者である市町村から納得できる説明を受けていないという心情が、不服申立の提起に至るケースがある。また、要介護・要支援認定は、介護サービスを利用・提供する上で入口部分となる制度の根幹をなすものであり、審査に従事する者の知識・技能の向上を図り、制度の適切な運営を図るためには、継続して研修を行う必要がある。 介護サービス事業者指導・支援事業については、介護サービス事業者の指導担当と指定担当が同一班であり、年々増加する介護サービス事業所等の指定等に対応し業務量が増加しているため、業務負担の改善を図る必要がある。また、介護予防サービスの一部が市町村事業として移行することにより、同一の事業所において県と市町村とが指導監督することとなり、市町村とより一層の連携が必要となっている。加えて、市町村事務に係る指導監督業務について国から県へ事務移譲があったことから、当該業務の実施体制を検討する必要がある。 <p>○介護サービス等に携わる人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員資質向上事業については、引き続き介護支援専門員の養成及び現任者のスキルアップに取り組み、介護保険サービス利用者の自立支援に向けた適切なケアマネジメントの実現を図る必要がある。 訪問介護員資質向上推進事業においては、研修内容に関して、初任者層から中堅者層未満を対象とした研修が主であるため、介護職の現場で働く多種多様な現任者に対する研修を充実させる必要がある。また、研修開催日程を年間を通して一定間隔を置くことにより、受講者にとって前もって日程調整をしやすい環境を作る必要がある。 <p>○老人福祉施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の整備は、図面の詳細調整、建設用地に係る開発行為、農地転用、建築確認、施工業者の決定等、工事着工前の準備に半年以上の期間を要するため、図面の設計調整等を早期に開始し、工事着工前の準備期間を短縮する必要がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○介護保険サービス等の充実

・介護保険では、要介護・要支援認定や介護保険料等に係る不服申立制度が設けられ、また利用者からの介護保険サービスについての苦情を処理する仕組みが制度的に位置づけられており、要介護・要支援認定や介護保険料等に係る相談・苦情の対応の際には、相談者が求める説明を丁寧に行うよう市町村に働きかける必要がある。

・介護給付費等負担事業においては、全国的な高齢化率の増加に伴い介護認定を受ける高齢者も増加傾向にあり、市町村が行う介護給付及び予防給付等に要する費用も年々増加している。

○介護サービス等に携わる人材育成

・介護支援専門員資質向上事業については、平成28年度にカリキュラムの時間数の大幅な増加を伴う制度改革が実施されるので、研修実施団体や関係する職能団体含め、関係各機関と連携し、体制を整える必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○介護保険サービス等の充実

・介護保険事業においては、要介護・要支援認定や介護保険料等に係る相談・苦情については、相談者の不満の内容を理解し、保険者から相談者へ制度のしくみや疑問に思うことについて丁寧な説明がなされるよう保険者である市町村に的確に伝えることで、不服申立に至るケースの減少を図るとともに、市町村に対しても、同様に相談者から直接苦情・相談があった際には、適切な説明をすることを指導する。また、要介護・要支援認定審査に従事する者の知識・技能向上のため、継続して研修を行い、引き続き介護保険制度の円滑な運営を図る。

・介護給付費等負担事業においては、介護保険制度の安定的な運営のために適正な執行を行う。

・介護サービス事業者指導・支援事業については、指導事務等の内部規程を整備し、各市町村と共有するとともに、各市町村との連携を強化するため、合同での実地指導の実施、業務効率を向上させるため、集団指導の共催等の業務分担を行う。また、市町村事務に係る指導監督業務において担当を配置し、市町村への指導監督業務に関するヒアリングや市町村との地域密着型サービス事業所の合同指導を行うことで、市町村の指導監督業務の標準化を図る。

○介護サービス等に携わる人材育成

・介護支援専門員資質向上事業については、研修制度改革に向けたワーキンググループをつくり、次年度以降の研修カリキュラム、開催日程、講義方法(一部通信による講義も可能かどうかも含めて)、研修受講料等について協議を重ね、他県の状況も参考にしながら制度改革に備える。

・訪問介護員資質向上推進事業においては、研修後のアンケートなどを参考に研修の質のさらなる向上を図りつつ、研修開催時期の改善と研修計画の公表時期を早めることで、事業者が職員を研修に派遣しやすい環境を整える。

○老人福祉施設の整備促進

・施設整備の前年度において、図面調整、補助対象外工事部分の事前着手を行う等、準備期間の短縮を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり		
施策	②高齢者の社会参加の促進	実施計画掲載頁	110頁	
対応する主な課題	○高齢者自らが生きがいをもって地域と関わりながら生活する社会を構築していくためには、高齢者の自主的な取り組みを支援する必要がある。 ○高齢者の生きがいづくりと健康づくり、地域活動等への参加を促進する必要性が高まっており、より多くの高齢者が参加できるような取り組みが必要となっている。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	社会参加活動促進事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	63,290	やや遅れ	○卒業生アンケートにおいて、ボランティア等の情報提供希望を確認し、各卒業生ごとにそれぞれの地域で実施されている情報の提供を行うとともに、全国健康福祉祭選手派遣(112名)、沖縄ねんりんピック開催(9月)、かりゆし美術展開催(1月)、沖縄かりゆし長寿大学校運営の各事業を実施した。計画当初は入学者を拡大する予定であったが、教室等ハード面の確保ができず、受入れ枠の拡大ができない状況のため、計画値270人に対し、実績値189人となり、やや遅れとなった。(1)
2	在宅老人福祉対策事業費 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	22,422	順調	○市町村を通じて単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動への助成を実施した(617単位老人クラブ、40市町村老人クラブ連合会)。また、老人クラブを組織せずに活動している団体に対して、沖縄県老人クラブ連合会と連携し、活動の場に出向いて老人クラブ加入を呼びかけた。(2)
3	シルバー人材センター等への支援 (商工労働部雇用政策課)	17,699	順調	○沖縄県シルバー人材センター連合及び新設シルバー人材センター(2件)に対する運営費の助成を行い、活動を支援した。また、県民に対し、普及啓発活動を展開し、会員数が前年度より増加した。(3)
4	特定求職者雇用開発助成金の活用 (商工労働部雇用政策課)	19,375	順調	○常設(週5日)の相談窓口を設置し、社会保険労務士による雇用支援制度(助成金等)に関する対面相談のほか、電話相談、セミナーの開催を行った。また、県内各地域(離島含む)で巡回相談及びセミナーを実施した。さらに、雇用助成金制度の案内冊子を発行し助成金の活用促進に努めた(特定求職者雇用開発助成金を含む各種助成金に係る相談及び冊子)。(4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
1	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県老人クラブ会員数	60,975人 (25年度)	59,937人 (26年度)	57,799人 (27年度)	↘	6,061,681人 (26年度)
シルバー人材センター会員数	5,555名 (25年度)	5,669名 (26年度)	5,842名 (27年度)	↗	721,712名 (26年)

III 内部要因の分析 (Check)

- ・社会参加活動促進事業のうちの沖縄県かりゆし長寿大学校の運営については、高齢者自身の生きがいづくり促進のほかにも、地域の担い手を養成する場としての役割が期待されている。
- ・本県のシルバー人材センターの設置率は、町村の財政状況が厳しいなどから、全国に比べて低い状況である。昨年度は読谷村において新たに設置されたが、新規のシルバー人材センターの設置は、町村の財政支援が必要である。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、いつでも相談できるよう、常設の窓口が必要である。また、離島などでも対応できるよう巡回相談の継続が必要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

- ・社会参加活動促進事業について、直近2年の沖縄県かりゆし長寿大学校応募者数は減少傾向にあり、特に男性については定員割れしている状況である。
- ・県全体の老人クラブの総数は減少傾向にあり、全国的にも会員数が減少傾向にあることが課題となっているため全国老人クラブ連合会において、平成26年度から平成30年度までの5カ年で「100万人会員増強運動」を実施している。
- ・シルバー人材センター等の支援については、沖縄県の高齢者失業率(60歳以上)は、平成24年4.7%、25年4.3%、26年4.3%、27年 3.8%となっており、平成25年までは改善傾向にあったが、平成24年以降は減少傾向の状況であり、失業率の改善を図るためには、高齢者の雇用・就業機会の拡充・確保が課題となっている。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、沖縄県産業振興公社など関係団体と協調して離島などでの広報に努める必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・社会参加活動促進事業については、沖縄県かりゆし長寿大学校卒業生アンケートによる情報収集を引き続き実施するとともに、内容を精査することで、卒業生に対し、今後も地域活動に関するボランティア募集の情報提供を行い、卒業後の地域活動へ更に繋げていく。また、応募者(特に男性)の増加に向けて施策を展開する。
- ・在宅老人福祉対策事業費においては、引き続き、会員数増があった老人クラブを地区老人クラブ大会において表彰し、会員数増への取組を支援するとともに、沖縄県老人クラブ連合会から各地区及び市町村老人クラブ連合会へ会員増強にかかる趣意書を通知し、県全体において、平成30年度末で老人クラブ会員数71,000人を目標として、会員増強運動に取り組む。
- ・シルバー人材センター等への支援については引き続き新規設置町村に対して助成を行うとともに、沖縄県シルバー人材センター連合と連携し未設置町村に対し新規設置を働きかける。県内のシルバー人材センターの活用方法やメリットなどを企業に提案し就業開拓に取り組むことで、高齢者に対する就業機会の拡充・確保を図り、一般家庭、民間企業・官公庁を訪問し、チラシ配布等により就業分野の開拓・拡大を図る。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、相談者に対してその後の状況について連絡し、ニーズや状況に応じて窓口を案内するなど積極的に行い継続的に支援する。また、助成金申請書の作成方法に関するセミナーを開催し、具体的な申請書の書き方を指導することで制度活用に関するサポートを行う。また、離島・北部地域において気軽に参加できる集合セミナー等を開催し、個別相談の需要をつくり、多くの事業所に関心を持ってもらうことで巡回相談への流れを作る。また、事業所について離島・北部地域の地元経済団体から地域の特性(業種や支援制度のニーズ等)のヒアリングを行い、ニーズに合った巡回相談を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ア	高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくり	
施策	③高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり	実施計画掲載頁	111頁
対応する主な課題	<p>○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築し、関係機関が連携して高齢者の地域生活全般を支援していく必要がある。</p> <p>○介護サービスの利用者が必要なサービスを安心して利用できるよう、サービスの適正な給付及びサービスの質の向上を図る必要がある。</p> <p>○認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などが、住み慣れた地域で生活を継続できる環境づくりを進める必要がある。併せて、高齢者の権利擁護など高齢者を守るための取り組みが重要となっている。</p>		
関係部等	子ども生活福祉部、土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり			
1	2,420	順調	<p>○北部・中部・南部・宮古・八重山等の地区ごとの研修を継続するとともに、取組の弱い那覇市及び大宜味村において健康づくり支援事業(リーダー養成研修会)を実施した。訪問支援活動推進員研修終了者数は計画値120名に対し、実績値111名となった。(1)</p> <p>○県ホームページへの掲載や市町村への通知等、事業の周知を図り、市町村への訪問等による意見交換や情報提供によって、事業の活用を促した上で、市町村が行う地域の支え合い活動の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備、見守り活動等への助成を行った(8件)。本事業は、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援のため、多くの市町村で地域支え合い活動の立ち上げやシステム整備が進み、交付申請増加の鈍化が見られ、計画値である20件に及ばないことから、大幅遅れとなっている。(2)</p>
2	15,216	大幅遅れ	<p>○市町村への助言、他府県における好事例等の情報収集及び情報提供等の支援を実施するとともに、県認知症施策推進会議(11月)及び認知症対策等市町村連絡会議(11月、76名参加)の開催、認知症サポーター養成講座の開催支援、認知症キャラバンメイト養成研修(11月、168名参加)を実施した。(3)</p> <p>○市町村担当職員が集まる研修の場においても、虐待対応専門窓口について周知を行うとともに、専門職の派遣(3件)、専門職による事例検討会(5回)及び県、沖縄弁護士会、県社会福祉士会との定例調整会議(6回)の開催、市町村への助言・情報提供(随時)、虐待対応困難事例の市町村からの相談窓口への相談(30件)を実施した。(4)</p>
○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)			
3	6,830	順調	<p>○市町村担当職員が集まる研修の場においても、虐待対応専門窓口について周知を行うとともに、専門職の派遣(3件)、専門職による事例検討会(5回)及び県、沖縄弁護士会、県社会福祉士会との定例調整会議(6回)の開催、市町村への助言・情報提供(随時)、虐待対応困難事例の市町村からの相談窓口への相談(30件)を実施した。(4)</p>
4	3,000	順調	<p>○市町村担当職員が集まる研修の場においても、虐待対応専門窓口について周知を行うとともに、専門職の派遣(3件)、専門職による事例検討会(5回)及び県、沖縄弁護士会、県社会福祉士会との定例調整会議(6回)の開催、市町村への助言・情報提供(随時)、虐待対応困難事例の市町村からの相談窓口への相談(30件)を実施した。(4)</p>

様式2(施策)

5	介護サービス事業者指導・支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	7,657	順調	○平成28年度中に予定している認知症介護実践者等研修カリキュラムの見直しに向け検討を開始するとともに、認知症介護実践者研修3回、認知症介護実践リーダー研修1回、認知症対応型サービス事業開設者研修1回、認知症対応型サービス事業管理者研修1回、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修1回を開催した。また、認知症介護研究・研修東京センターにおける認知症介護指導者養成研修、認知症介護指導者フォローアップ研修へそれぞれ2名を派遣した。(5)
6	認知症対策の取組強化 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	11,742	順調	○若年性認知症の本人・介護家族交流会の開催(3回)、若年性認知症相談業務(電話・メール・訪問 延べ294件)、企業向け若年性認知症支援リーフレット作成(10,000部)及び若年性認知症専門職研修会(4回)を実施した。また、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う医療機関を認知症疾患医療センターとして指定した。(6)
○高齢者向け住宅の充実				
7	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	4,508,672	やや遅れ	○市町村からのヒアリングを実施した際に、建替時の増戸を促した。県営住宅においては、新規の公営住宅建設に着手した(50戸の増戸)。また、県営南風原第二団地ほか3団地の建替事業(279戸建設)に着手したが、計画の680戸に対し299戸の着工戸数となった。(7)
8	住宅リフォーム促進事業 (土木建築部住宅課)	168,590	順調	○県は助成事業を実施する9市町村(沖縄市等)へ補助金を交付し、実際に支援を受けたリフォーム件数は264件であった。また、リフォーム工事等を行う市民等に対する助成事業を10市町村が実施し、助成件数は900件であった。(※県の支援を受けた264件を含む)(8)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1 認知症サポーター養成数	19,833人 (23年度)	54,785人 (27年度)	51,500人	34,952人	7,014,288人 (H27.12末現在)
状況説明	認知症サポーター養成講座の支援を行う認知症キャラバン・メイト事務局設置が、昨年度9市町村から19市町村と大幅に増えた。その結果、サポーター養成講座の開催数が増え、認知症サポーターが地域での大切な支え手であるとの認識が広まっており、認知症サポーター養成数は平成28年度目標値を既に達成している。引き続き、認知症サポーター養成に取り組む。				
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2 高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率	26.5% (20年度)	29.1% (25年度)	45.0%	2.6ポイント	—
状況説明	基準値(20年度:26.5%)に比べて現状値(25年度:29.1%)は2.6ポイント上昇している。公営住宅の建替に伴う室内の段差解消や便所・浴室の手すり設置等のバリアフリー化や、民間の住宅リフォーム助成で高齢者のいる世帯の一定のバリアフリー化率の向上が図られた。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
認知症キャラバン・メイト事務局 設置市町村数	6市町村 (25年度)	9市町村 (26年度)	19市町村 (27年度)	↗	1,663自治体 (H27.12末現在)
認知症介護実践者研修受講者 数	229人 (25年)	191人 (26年)	203人 (27年)	→	—
県営住宅のバリアフリー化率	23.8% (25年度)	24.0% (26年度)	25.2% (27年度)	↗	—
住宅リフォーム助成件数	427件 (24年度)	576件 (26年度)	900件 (27年度)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

○高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

・高齢者訪問支援活動推進事業では、活動が活発な老人クラブが多い地域については、研修会等へ積極的に参加するため、事業の効果が表れやすいが、そうでない地域については事業の普及が難しい。
 ・地域支え合い体制づくり事業については、国の事業終了に伴い、実施主体者を地域包括ケアシステムの構築の軸となる市町村へ限定し、市民団体やNPO等は、市町村からの委託を受けて実施していくスキームに変更した。

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)

・高齢者の増加に伴い、虐待の発生件数も増加することが見込まれるため、引き続き高齢者虐待防止対策推進事業を実施する必要がある。
 ・高齢化社会の進展により、認知症高齢者の増加が見込まれることから、良質な介護を担う人材を質・量ともに確保していくため、介護サービス事業者指導・支援事業では、適切な介護サービスの提供に関する知識等の習得のため研修の拡充が必要である。
 ・認知症対策の取組強化として、医療・介護・障害・就業・経済的支援など多岐にわたる支援制度を包括的に行うためには、他課・他部局との連携が必要となるが、どのような連携が行えるか等検証していく必要がある。

○高齢者向け住宅の充実

・公営住宅整備のニーズは高いものの、県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先していることから、引き続き新規建設が難しい状況である。また、県営住宅の建替に際し、高齢者施設の併設を行うことは、建設コストの増加に繋がり、結果的に建替に係る予算を圧迫し、事業の推進に影響を及ぼす恐れがある。

IV 外部環境の分析 (Check)

○高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

・高齢化が進んでいることから、高齢者が孤立化しないよう、高齢者訪問支援活動推進事業で地域におけるリーダーを養成する必要が高まっている。
 ・地域支え合い体制づくり事業は、先進的・パイロット的事業の立ち上げ支援のため、多くの市町村で地域支え合い活動の立ち上げやシステム整備が進み、増加の鈍化が見られる。

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)

・平成27年1月に、認知症施策の推進の方向性として認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が国において策定され、その施策に、新たに歯科医師と薬剤師向けの認知症対応力向上研修が位置づけられるとともに、その施策の柱の一つに、若年性認知症施策の強化が位置づけられている。
 ・高齢者虐待防止・早期対応の責務は一義的には市町村に課せられているが、これまで対応経験の少ない町村においても、高齢者虐待対応事案が発生している。
 ・介護サービス事業者指導・支援事業では、平成27年4月の介護報酬改定において、認知症介護実践者研修の修了者の配置を要件とする新規の加算が始まったことから、受講希望者が増加している状況にある。

○高齢者向け住宅の充実

・公営住宅整備事業について、市町村は高齢者施設等の建設を福祉に係る各種計画の中で位置付けており、県営住宅の建替の時期や立地場所を整合させることが難しい。
 ・住宅リフォーム促進事業については、平成27年5月に空家対策特措法が施行され、自治体においては空き家の除去や活用に関する支援など様々な空き家対策に関する取組みが求められている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境づくり

- ・高齢者訪問支援活動推進事業においては、これまで行ってきた北部・中部・南部・宮古・八重山等の地区ごとの研修を継続するとともに、取組が弱い市町村(離島地区を含む)については市町村単位で研修を実施する。
- ・地域支え合い体制づくり事業については、市町村に対して、要援護者台帳システムやマップの整備への活用だけでなく、新たな仕組みの導入や人材育成など地域を支えるために必要なネットワークづくりのための事業としての活用を呼びかけ、周知を図る。

○高齢者権利擁護の総合的推進(認知症対策の強化等)

- ・高齢者権利擁護総合推進事業においては、各種専門職に対して、適切な認知症の知識・技術や認知症者本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症の発症初期から状況に応じた認知症者への支援体制の構築を図ることを目的として、歯科医師向け及び薬剤師向け認知症対応力向上研修を新たに実施する。
- ・高齢者虐待防止対策推進事業については、研修後のアンケートを、次回の研修に活かし、より市町村職員の要望に添った内容に改善する。
- ・介護サービス事業者指導・支援事業においては、認知症介護実践者研修の講師を務める認知症介護指導者会と連携を図り、研修計画の見直しを行うとともに、引き続き、認知症介護指導者の養成を行い、研修講師を担う人材を育成する。
- ・認知症対策の取組強化としては、働き盛りの年齢で発症する若年性認知症には企業(職場)の正しい理解が不可欠であるため、企業に対しての普及啓発を実施する。また、認知症の症状は進行していき、年齢や状況に応じて活用できる支援制度は多岐に及ぶため、相談窓口においても、医療・介護・障害・就業・経済的支援など多岐にわたる。段階に応じた支援をワンストップで行えるよう、若年性認知症支援コーディネーターの配置に向けた検討を行う。

○高齢者向け住宅の充実

- ・公営住宅整備事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、高齢者施設を併設した公営住宅を整備するため、建替事業が確定している公営住宅については、早い段階から関係市町村に高齢者施設の併設について検討を依頼する。また、地域の住宅事情をきめ細かく把握している市町村に予算の優先配分を行い、建替時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。さらに、県営住宅においては建替時の増戸を継続的に行う。
- ・住宅リフォーム促進事業では、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、空き家をリフォームするなど、既存ストックを活用したバリアフリー化を推進するため、沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業において、空き家の改修工事を新たに補助交付対象事業とする。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり	
施策	①地域生活の支援	実施計画掲載頁	113頁
対応する主な課題	○市町村などの身近な地域において、相談支援体制や障害児の療育支援等、障害者に寄り添った支援が必要である。また、医療費助成等の保健・医療サービスの充実も課題である。 ○障害者の地域における住まいの場の確保や老朽化した障害者支援施設等に入所している障害児・者の安全、安心に万全を期すため、グループホーム等の整備及び障害者福祉施設等の改築・耐震化等が必要である。		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○障害者のための相談・生活支援			
1	障害者相談支援体制整備事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	15,176	順調
○支援従事者のスキルアップにより、サービス等利用計画の作成率が大幅に改善した。障害者の相談支援従事者等研修を各圏域で企画・実施した他、障害福祉制度のより深い理解のため、障害福祉サービスを利用する障害者本人・保護者等を対象とした勉強会を各圏域1回の計5回開催した。また、障害児の医療や教育機関との連携、障害者の就労の課題の検討、精神障害者の地域移行の促進に取り組んだ。 (1)			
2	障害児等療育支援事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	30,694	順調
○委託事業所との会議を1回開催し、情報の共有を図るとともに、在宅支援訪問療育等指導事業における巡回相談・訪問による健康診断を1,760件実施した。また、在宅支援外来療育等指導事業における各種の療育相談・指導を2,946件実施した。さらに施設支援指導事業を270件実施した。 (2)			
3	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	670	やや遅れ
○市町村障害福祉担当課会議等において制度の周知等を図ったうえで、軽度・中等度難聴児の福祉の増進を図るため、軽度・中等度難聴児(18歳未満)の補聴器購入事業等を行う9市町村に対し、補助金を交付した。(3)			
4	精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	983	やや遅れ
○関係機関と事前の調整を行ったうえで、医療機関と地域を接着するため、精神保健福祉士等の資格を持ったコーディネーターを北部、中部、南部に3名配置し、県の地域移行・地域定着支援体制整備について協議するワーキンググループへの参加や、各圏域自立支援連絡会議への参加、市町村の地域移行支援について検討する場づくり等の活動を行った。院内委員会に地域援助事業者が出席した場合の報酬の補助回数については、4医療機関延べ30回となった。コーディネーターを5圏域に配置しようとしたが、離島においては人材確保が難しく3圏域に留まったため、やや遅れとなった。(4)			

○社会福祉施設等の整備促進						
5	障害児者福祉施設整備事業費 (子ども生活福祉部障害福祉課)	813,579	順調	○グループホームの設置等について、事業所向けの説明会等を通して、広報啓発活動を行うとともに、社会福祉法人等が行う障害福祉施設等の整備に要する経費の一部を補助した。グループホーム等の整備支援件数は、計画値1件に対し、実績値1件となった。また、障害者福祉施設の改築・修繕助成については、計画値1件に対し、実績値5件となった。(5)		
○重度障害(児)者への医療費助成						
6	重度心身障害者(児)医療費助成事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	1,143,341	順調	○市町村に対する検査を実施するとともに、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者の医療費助成事業を行う全41市町村に対し、補助金を交付した。(6)		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

1	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	グループホーム等数(障害福祉サービス)	157箇所 (23年度)	295箇所 (27年度)	264箇所 (26年度)	138箇所	—
状況説明	グループホーム等の箇所数については、平成27年度末の施設数はH28目標値である264箇所を上回っており、グループホーム等を整備することで、障害者の地域移行を促進するための「住まいの場」の確保が図られている。					
2	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
	福祉施設から地域生活への移行者数	495人 (23年)	685人 (27年度)	689人 (26年)	190人	—
状況説明	グループホームの増加に伴い、施設から地域生活への移行者数は増加傾向にあり、H28目標値を達成する見込みとなっている。グループホーム等を整備することで、障害者の地域移行を促進するための「住まいの場」の確保が図られている。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
入院1年時点の退院率	87.0% (24年)	87.2% (25年)	—	↗	88.4% (25年)
障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震化基準施設の耐震化率)	77.6% (24年)	88.9% (26年)	92.6% (27年)	↗	—
重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者数	27,902人 (25年度)	28,151人 (26年度)	27,879人 (27年度)	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○障害者のための相談・生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援体制整備事業においては、特に離島の町村において地域自立支援協議会が未設置又は未開催の状況があるため、地域の障害児者の状況について共有されていない状況があることから既存の会議等に併置するなど、地域自立支援協議会の運営方法について検討を行う必要がある。 ・障害児等療育支援事業においては、離島で専門的人材(医師等)が不足しており、また、本事業の周知がまだ十分ではなく、活用できていない。さらに、福祉サービスへのつながりが十分にできておらず、新規登録の利用者の受入れ数が少ないため、周知を図る必要がある。 ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業は、実施主体である市町村に対する助成であるため、市町村障害福祉担当課会議等において、制度の周知等を図る必要がある。 ・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業は、平成27年度より開始した事業であり、医療機関に対する広報・周知が遅れたことから本事業の広報・周知活動を積極的に実施する必要がある。 <p>○社会福祉施設等の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算ベースで平成23年度には203億円あった施設整備関連予算が、平成27年度には26億円と大幅に減少している。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

○障害者のための相談・生活支援

・障害者相談支援体制整備事業においては、平成26年度末までのサービス等利用計画の完全整備を国に義務づけられたことで同計画は質よりも作成数をあげることに重きが置かれてきたが、作成率が順調に向上したことに伴い、今後はサービスの利用者である障害児者のニーズに沿った計画づくりが必要となる。

・軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業は、身体障害者手帳の交付対象外である軽度・中等度難聴児に対する助成事業であるが、管内市町村において対象となる難聴児がどの程度いるのかを把握することが困難であり、また、一部の町村においては、町民・村民から補聴器購入の助成に関して具体的に要望や相談等があったから事業化を検討するとしている。

・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、コーディネーター配置の委託先として想定される相談支援事業所が、障害者福祉サービスの計画相談の策定に追われており、地域移行・地域定着支援の対応が遅れている。

○社会福祉施設等の整備促進

・グループホーム等の整備数については、施設の定員は少人数であることから、新たに整備する場合でも他の福祉施設に比べ費用の面などから比較的整備しやすい。

○重度障害(児)者への医療費助成

・重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者は、これまでの増加傾向から平成27年度は減少したものの、助成費用は増加傾向にあるため、今後も重度心身障害者の医療ニーズは高まることが予想される。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○障害者のための相談・生活支援

・障害者相談支援体制整備事業については、地域自立支援協議会が未設置又は未開催の自治体について、当該自治体に即した協議会の持ち方を検討するとともに、市町村職員や相談支援従事者への研修、障害者本人・保護者への相談会等の実施を市町村に促し、福祉サービス利用者の生活能力向上に資するサービス等利用計画の作成に繋げる。

・障害児等療育支援事業については、離島で、新規委託事業所の確保を目指すとともに、各委託事業所や各圏域での研修及び各圏域地域自立支援連絡会議等で、周知を図る。

・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成については、対象児童がいる市町村等で事業実施ができるよう、市町村に対する事業の周知を図っていく。

・精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業については、関係機関や関係者等と連携し、精神保健福祉士等の有資格者でコーディネーターとして活動できる人材の確保に向けて取り組むとともに、医療従事者向けの研修や圏域の自立支援連絡会議等を通じて、本事業の広報・周知活動を積極的に実施する。

○社会福祉施設等の整備促進

・国庫補助金を活用した施設整備については、施設の老朽化の状況等を踏まえ、緊急度の高い施設について国との協議を進め、整備の促進を図る。

○重度障害(児)者への医療費助成

・重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者が増加することに伴い年々増大する事業費については、引き続き必要額を助成できるよう努める。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり		
施策	②発達障害児(者)への支援	実施計画掲載頁	114頁	
対応する主な課題	○発達障害児・者への支援については、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援を行えるよう地域における支援体制の整備と人材の育成が課題である。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	発達障害者支援センター運営事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	22,508	順調	○医療機関リストの改訂をし、センターのホームページにおいて、周知を図るとともに、発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援、発達支援を314人(延べ691件)に実施した。また、就労を希望する発達障害児(者)に対する就労支援を10人(延べ82件)に実施した。さらに、関係施設および関係機関等に対する普及啓発及び研修を6,055人(延べ169件)に実施した。 (1)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	発達障害児(者)支援協力医療機関数	19機関 (22年度)	29機関 (27年度)	25機関	10機関	—
	状況説明	本事業の取組により、医療機関関係者へも発達障害についての認識が広がり、基準値と比較して、平成27年度までに発達障害診療を行っている医療機関が10機関増加し、目標値を4機関上回る事ができた。医療関係機関への普及研修を行い、支援協力医療機関として協力が得られる医療機関の増加を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>・特定の医療機関に患者が集中することや、発達障害を診療できる医療機関数の不足により、受診までの待機期間が長いこと等の課題がある。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

—

V 施策の推進戦略案 (Action)

<p>・発達障害児(者)の診療等を行っている医療機関リストを改訂し、特定の医療機関に患者が集中しないように発達障害の診療を行っている医療機関を周知する。 ・発達障害者支援センターが実施する研修等について、受講者のニーズを踏まえ、今後の研修内容や対象者等を検討する。</p>

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり		
施策	③障害者の雇用・就業の拡大	実施計画掲載頁	114頁	
対応する 主な課題	○障害者が経済的に自立するために、福祉施設から一般就労への移行等の雇用の拡大を図るとともに、福祉的就労の場である就労事業所全体の収入の底上げ(工賃の向上)が課題である。			
関係部等	子ども生活福祉部、商工労働部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要
1	障害者就業・生活支援センター事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	30,350	順調	<p>○就労移行支援事業所との連携体制強化とともに、生活支援担当職員11人を5圏域に配置し、障害者の家庭や職場を訪問することにより、生活上の相談等に応じるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を実施した。(1)</p> <p>○離島事業所職員を対象とした研修会を開催するとともに、障害者就労系サービス事業所へ経営コンサルタントを派遣し、経営ノウハウ等の助言を行うことにより、経営改善を図った(6事業所)。また、事業所職員向けに製パン製菓製造技術や食品表示法に関する研修等を実施し、就労支援に活用できる技術や知識の向上を図った。また、(一財)沖縄県セルフセンターに委託し開設した共同受注ポータルサイトを活用し、共同受注窓口の機能強化を図った。(2)</p>
2	障害者工賃向上支援事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	14,888	順調	<p>○平成27年度からは、事業者((一財)沖縄県セルフセンター)において、企業マッチングコーディネーターを配置し、情報提供やマッチングによる官公需や民需等の仕事の確保・拡大を図っている。計画していた3事業のうち、フェアー出展と農業マッチングについては、事業者の財源確保が難しく、実施できなかったことから大幅遅れとした。(3)</p>
3	障害者就労チャレンジ事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	—	大幅遅れ	<p>○公共職業安定所で求職した方のうち、職場適応訓練が必要として公共職業安定所長が訓練受講指示を行った方に対し、県が訓練手当を支給して、事業所に訓練を委託し実施した。昨年度はチラシ作成や広報誌掲載等を実施し企業や特別支援学校に対し当事業の利用促進のための周知活動を行った。公共職業安定所長の判断に基づく受講指示が少なかったため、受講者数は、計画値55名に対し、実績値25名に留まったが、25名に対し訓練を実施し、9名が就職に繋がった。12名は平成28年度も引き続き訓練中である。(4)</p>
4	障害者職場適応訓練 (商工労働部雇用政策課)	12,327	大幅遅れ	<p>○(常設(週5日)の相談窓口を設置し、社会保険労務士による雇用支援制度(助成金等)に関する対面相談のほか、電話相談、セミナーの開催を行った。また、県内各地域(離島含む)で巡回相談及びセミナーを実施した。さらに、雇用助成金制度の案内冊子を発行し助成金の活用促進に努めた(特定求職者雇用開発助成金を含む各種助成金に係る相談及び冊子)。5)</p>
5	特定求職者雇用開発助成金の活用 (商工労働部雇用政策課)	19,375	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	就労系サービス事業所の事業所数	222箇所 (23年度)	449箇所 (27年度)	268箇所 (26年度)	227箇所	13,039箇所 (25年度)
	状況説明	近年の障害者雇用や障害者就労に対する意識の高まりから、就労系サービス事業所(就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型))は、平成28年3月1日時点で449箇所となり、目標値を大幅に上回った。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	障害者実雇用率	1.8% (23年)	2.29% (27年)	2.00%	0.49ポイント	1.88% (27年)
	状況説明	本県の民間企業における障害者実雇用率は平成8年度以降、全国平均を上回り、平成21年度以降、法定雇用率(H28目標値)を達成しており、平成27年度も平成28年度目標値を達成している。改善理由については種々の要因が考えられるが、国及び県の雇用施策が企業に浸透し、活用されたことが要因と思われる。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	障害者就労系サービス事業所の平均工賃月額	12,892円 (22年度)	14,455.4円 (27年度)	35,000円 (26年度)	1,563.4円	14,838円 (26年度)
	状況説明	本県の障害者の平均工賃月額は少しずつ増加している状況であるが、全国平均と比べ、低い状況にある。これは、全事業所の売上高の増額に比べて事業所数の増加が大きく、平均工賃が伸び悩んでいるものと考えられ目標値の達成が厳しくなっている状況にある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
障害者実雇用率	2.12% (25年)	2.15% (26年)	2.29% (27年)	↗	1.88% (27年)
障害者就労系サービス事業所の売上総売上高	4.8億円 (24年度)	4.8億円 (25年度)	5.5億円 (26年度)	↗	—
職場適応訓練受講者	35名 (25年)	12名 (26年)	25名 (27年)	↗	—
開業率及び廃業率 ※2010年版中小企業白書より(H22)。 調査期間は2004(H16)～2006(H18)	開業率10.9% 廃業率8.2% (22年)	—	—	—	開業率6.4% 廃業率6.5% (22年)

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センターの登録者数が増加しニーズが高まっているが、年々事業費は縮小している。 ・障害者就労支援事業所は、小規模な事業所が多く、安定した生産量と売上高を確保することが困難な場合がある。 ・職場適応訓練生については、平成26年度と比較すると増加しているが、公共職業安定所からの受講指示が少ないため、公共職業安定所との連携を強化する必要がある。 ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、いつでも相談できるよう、常設の窓口が必要である。また、離島などでも対応できるよう巡回相談の継続が必要である。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター事業においては、障害者の雇用者数が増え、本県における平成27年度障害者実雇用率も2.29%と全国平均と比較しても高い数値となっている。しかし、障害の特性によって、就職しても生活面の支援がないと定着が厳しいケースも多い。 ・障害者就労系サービス事業所は小規模の就労支援事業所も多く、生産量等には限界があるため、共同受発注の体制を強化していく必要がある。 ・障害者就労チャレンジ事業においては、就労支援事業所の商品や、農作業等の役務に対する周知が図られていないことから、認知度向上を図る必要がある。また、障害者優先調達推進法は施行から4年目を迎え、今後さらに官公需発注が見込まれる。 ・職場適応訓練については事業主側が法定雇用率を意識し、当事業以外の助成金等を利用し障害者雇用を実施する事例が多くある。また近年、障害者雇用に関する助成金メニューは充実してきており、事業主側からして必ずしも本事業を選択しなくても障害者雇用が行える等、他の制度が整いつつある。 ・特定求職者雇用開発助成金の活用については、沖縄県産業振興公社など関係団体と協調して離島などでの広報に努める必要がある。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・障害者就業・生活支援センターによる支援だけでなく、企業や障害者就労移行支援事業所等における障害特性の理解や体調管理・家族支援、ジョブマッチングなどのスキルアップ等を図り、より効果的な障害者雇用を実現できる体制を構築し、職場における上司や就労移行支援事業所等の生活支援員等の理解や協力につなげ、職場における環境を整備し職場定着等を図る。
- ・障害者工賃向上支援事業については、共同受注への参加を希望する事業所などに働きかけ、セルフセンターの会員を増やすなど、引き続きその体制を強化し、経営コンサルタントの派遣、工賃向上計画の効果的な実施、共同受注窓口としての役割強化などを図るとともに、共同受注ポータルサイトを活用し、企業と障害者就労施設とのマッチングや共同受注体制の強化を図り、比較的規模の大きな受注に対応可能な体制をつくる。
- ・障害者就労チャレンジ事業においては、(一財)沖縄県セルフセンターを中心として、事業所の商品等の認知度向上による販路開拓と販売拡大を図るため、イベント等への参加や、WEBサイトの継続的な運営を行う。また、共同受注ポータルサイトで設置されている専門コーディネーターを活用し、引き続き共同受注体制の強化を図り、官公需や民需等の仕事の確保や受注拡大を図る。
- ・職場適応訓練については事業所に対し、本事業への理解を促して参画を促進するため、本事業特有のメリット等について周知を行い、制度の利用を促進する。また、ハローワークとの情報交換を行い、当事業の効果や役割が別の事業で補完されている場合は、事業の縮小を検討する。
- ・特定求職者雇用開発助成金の活用相談者に対してその後の状況について確認し、ニーズや状況に応じて窓口を案内するなど積極的・継続的に支援する。また、助成金申請書の作成方法に関するセミナーを開催し、具体的な申請書の書き方を指導することで制度活用に関するサポートを行う。また、離島・北部地域において気軽に参加できる集合セミナー等を開催し、個別相談の需要をつくり、多くの事業所に関心を持ってもらうことで巡回相談への流れを作る。また、事業所について離島・北部地域の地元経済団体から地域の特性(業種や支援制度のニーズ等)のヒアリングを行い、ニーズに合った巡回相談を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり		
施策	④障害者の社会参加の促進	実施計画掲載頁	115頁	
対応する主な課題	○障害者にとって、日常的に地域でスポーツを楽しめる環境が整っているとは言えない現状であり、障害者の社会参加と心身の健康づくりのためにも、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境づくりが必要である。 ○障害者に対する正しい理解を深めるとともに、障害の権利擁護に関する取組み(相談体制の整備等)を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	障害者スポーツの推進 (子ども生活福祉部障害福祉課)	43,803	順調	○スポーツ教室の開催やスポーツ指導員の育成を行い環境整備に努めるとともに、全国障害者スポーツ大会派遣(団体競技分)、県障害者スポーツ大会の開催、沖縄県障がい者スポーツ協会が行う障害者スポーツの推進強化に係る活動を支援した。(1)
2	地域生活支援事業(専門・広域的事業) (子ども生活福祉部障害福祉課)	14,245	順調	○各市町村へ周知し、手話通訳者養成研修の受講を促すとともに、コミュニケーション支援人材の育成・派遣や、視聴覚障害者に向けた情報の提供を実施した。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	障害者スポーツ活動団体数	22団体 (22年)	31団体 (27年)	37団体	9団体	—
1	状況説明	平成24年度に障害者スポーツに特化した団体(NPO法人沖縄県障がい者スポーツ協会)を設立し、3つの障害種別(①身体障害、②知的障害、③精神障害)に関わらず障害者スポーツを普及させる事業を実施し、障害者スポーツの普及・啓発活動を行っている。県内で活動しているスポーツ団体・サークル団体数は増加しているものの、平成28年度の目標値を達成するには、団体数のさらなる増加に向けた取組が必要である。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツの推進のため、学校、障害者スポーツ団体との連携や、スポーツ指導員の育成を通して、障害者スポーツの普及・啓発や、活動団体数、競技人口の拡大を図る必要がある。 ・養成研修開催において、受講者の定員に限りがあるため、単年度で大幅な受講者の増は対応困難である。また、障害者が、手話通訳者・要約筆記者等の派遣を、常に利用したいときに対応できる状況とはまだいえないため、引き続きコミュニケーション支援人材の養成及び確保が必要である。

IV 外部環境の分析 (Check)

<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会参加選手の高齢化が進み、若い世代の競技人口の拡大を図る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・障害者スポーツの推進のため、学校、障害者スポーツ団体との連携を通して、障害者スポーツの普及啓発及び障害者スポーツ大会の広報などを行うことにより、活動団体を増やし、若年層を含む競技人口の拡大に取り組むとともに、障害者にとって、日常的に地域でスポーツを楽しめる環境、競技力を高められる環境を整えるために、スポーツ教室の開催やスポーツ指導員の養成を行う。また、沖縄県障がい者スポーツ協会を中心に、スポーツ活動の普及と環境整備を図り、障害者スポーツをより浸透させる。

・地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、引き続き、より多くの手話奉仕員に、専門的な手話通訳者の養成研修を受講してもらえるよう市町村・沖縄県聴覚障害者協会等と連携しながら周知を図っていく。また、県及び各市町村で登録された手話通訳者向けに、手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修を開催する。

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○障害者の権利擁護と普及啓発

- ・障害を理由とする差別等の相談については、障害者基本法に基づく市町村の既存の相談体制を活用して対応しているが、実情として市町村においては必ずしも十分な体制であるとは言えないことから、県は市町村に対して相談員の資質向上を図るための研修を継続的に実施するとともに、情報の提供や技術的助言その他の必要な協力を行う必要がある。
- ・障害の有無にかかわらず、全ての県民が社会の対等な一員として安心して暮らすことができる共生社会の実現のためには、県民1人1人の理解と協力が不可欠であり、市町村をはじめ関係行政機関、障害者団体と連携して各種啓発活動に取り組み、幅広い県民層に対して障害に関する理解促進に努める必要がある。
- ・福祉のまちづくり推進体制事業において、「福祉のまちづくり賞」は、自主応募ができるようになり、応募条件としての側面では応募がしやすくなっているが、表彰制度が長期になってきたことで、過去の受賞事例が多くなり、先進事例という観点からの応募としては難しくなっている。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○障害者の権利擁護と普及啓発

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)が平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行されるが、今後、同法の基本方針や事業者が適切に対応するための対応指針を踏まえ、必要があると認めるときは、条例を見直す必要がある。
- ・障害者理解促進事業については、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」において、高校生・一般部門の応募件数が、小・中学生部門に比べて著しく少ない。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○障害者の権利擁護と普及啓発

- ・障害のある人の相談に携わる相談員の資質向上を図るため、障害のある人の権利擁護に関する研修を継続的に実施する。また、県と市町村が連携協力し、条例に基づき県に配置された広域相談専門員が差別事例に応じる市町村の相談員に対して、引き続き専門的見地から必要な技術的助言を行うとともに、相談事例の調査研究を行う。さらに、平成28年4月施行の障害者差別解消法との整合を図りながら、合理的配慮に関する具体的例の情報収集、県民への周知に努める。
- ・福祉のまちづくり推進体制事業においては、同表彰を過去に受賞した事例であっても、長期継続している場合は表彰の対象となることから積極的に応募を促す。
- ・障害者理解促進事業については、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」において、県内の高校へ電話等を利用して直接呼びかけを行うことで、高校生への周知活動を図り、応募件数の増加につなげる。また、市町村の障害福祉所管課に、一般の方の目につきやすい場所に公募チラシを掲示してもらい、一般部門の応募件数増加を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進		
施策	①医療提供体制の充実・高度化	実施計画掲載頁	117頁	
対応する 主な課題	○近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。			
関係部等	保険医療部、病院事業局			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算 見込額	推進状況	活動概要	
○地域医療連携体制の構築				
1		—	順調	○沖縄県医師会が構築する地域連携クリティカルパス(おきなわ津梁ネットワーク)に調剤情報共有システムが追加され、平成27年度末現在、加入施設数は調剤薬局34施設を含む208施設、登録患者数は11,057人となり、平成26年度に比べ78施設増加した。これにより、患者本人の特定健康診査の結果や受診記録が確認でき、効果的な保健指導や治療ができる。(1)
2	11,881		順調	○がん治療に関する地域の療養情報紙「おきなわがんサポートハンドブック」に掲載されている情報の時点修正を行うとともに、小児がん患者の入院中における教育支援等を追加するなど、医療施設やがん患者会の意見を踏まえ、20,000部発行し、市町村や医療機関等に配布した。(2)
○医療提供体制の整備				
3		—	順調	○がん医療の均てん化を図るため、がん診療連携拠点病院2箇所、診療病院1箇所、支援病院2箇所に補助金を交付し、がん医療従事者に対する研修、院内がん登録促進、がん患者の相談支援を行った。県立八重山病院については、地域がん診療病院の指定に向け取り組みを推進したところ、平成28年度から指定を受けることとなった。(4)
4	36,224		順調	○平成27年6月に設計業務を完了、同年12月までに全ての用地を取得し、平成28年1月に建設工事に着手した。 なお、建設費用については、国庫補助基準単価の見直しや災害に係る地方財政措置の適用等を行い、工法については、PCaPC造の採用等を行った。
5	1,476,827		順調	また、地元自治体等関係機関との協議会を設置し、役割分担等に係る協議を開始した。(5)
6	1,126,564		順調	○老朽化等に伴い移転新築する医療機関(1施設)の整備費用に対し補助を行い、良質かつ適正な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善が図られた。(6)

○がん患者・家族等の支援体制の充実					
7	がん患者・家族等支援体制の強化 (保健医療部保健医療政策課)	20,321	順調	○がん罹患経験を生かした相談員(ピアサポーター)の育成のため、琉球大学に地域統括相談支援センターを設置するなど相談事業を実施し、患者支援を行った。(8)	
8	離島医療患者通院等に係る交通費助成事業 (保健医療部保健医療政策課)	—	未着手	○離島へき地に居住するがん患者が、治療のため沖縄本島等へ通院する際の交通費助成は、「沖縄県離島住民コスト負担軽減事業」と代替可能であることから、未着手だった。そのため、長期治療で患者の経済的負担が大きい宿泊費の軽減について検討を行い、宿泊支援の取組を実施した。(9)(10)	
9	離島へき地がん患者支援モデル事業 (保健医療部保健医療政策課)	2,228	順調		

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	241.5人 (26年)	227.7人	13.8人	233.6人 (26年)
	状況説明	県内の医療施設に従事する医師(人口10万人あたり)は平成22年基準値に比べ13.8人増加しており、H28目標値を上回っているものの、圏域別にみると、南部圏域に医師が集中し、北部及び宮古、八重山圏域では確保が厳しい状況にあることから、引き続き医師の確保・定着を図る取組を推進していく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
地域連携クリティカルパス (おきなわ津梁ネットワーク)加入状況 (連携医療機関、登録患者数)	77施設 3,491人 (25年)	130施設 6,226人 (26年)	208施設 11,057人 (27年)	↗	—
医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	233.1人 (24年)	241.5人 (26年)	↗	233.6人 (26年)

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○地域医療連携体制の構築</p> <p>・医療施設や患者会に関わる情報や、患者への経済的・社会的支援に関わる情報を記載した「おきなわがんサポートハンドブック」については、医療従事者やがん患者関係者、NPO、有識者等と連携を図り、患者やその家族などの意見を踏まえ、常に正確な情報を把握する必要がある。</p> <p>○医療提供体制の整備</p> <p>・県立新八重山病院のインフラ整備(上下水道、電力、道路、交通機関等)に関して関係機関と緊密な連携が必要である。</p> <p>○がん患者・家族等の支援体制の充実</p> <p>・離島医療患者通院等に係る交通費の助成については、「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」(平成24年度から企画部で実施)で本島と各離島間の交通コストの軽減(低減率:航路25%~75%、空路60%)が図られており、離島に居住するがん患者が沖縄本島へ治療のため通院する際の交通費の負担軽減に寄与していることから、長期間の治療で負担が大きくなる宿泊費の軽減について検討を行い、平成26年度から宿泊支援の取組を実施している。</p> <p>・離島へき地がん患者支援モデル事業について、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合の協力のもと実施する、離島へき地のがん患者への宿泊割引制度の利用数が少ないことから、宿泊支援制度の周知を図るとともに、制度のあり方について検討する必要がある。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

○地域医療連携体制の構築

・診療報酬改定により、診療情報提供書等のネットワークの活用による診療方針が新設されたことから、全県統一のネットワークシステムである地域連携クリティカルパス(おきなわ津梁ネットワーク)の有効性は高まっている。参加医療機関がその機能を十分に活用できるよう、参加医療機関に対し活用方法の説明を行う必要がある。

○医療提供体制の整備

・平成26年1月の国の制度改正により、新たに地域がん診療病院(拠点病院のない2次医療圏で、基本的がん診療を行う病院)制度が設けられたことから地域がん診療病院の指定に向けて取組を推進した結果、県立宮古病院が平成27年度に指定を受けた。また、県立八重山病院も平成28年度から指定予定となっており、今後は、北部地域における地域がん診療病院の整備に向け取り組む必要がある。

○がん患者・家族等の支援体制の充実

・がん患者・家族等支援体制の強化については、医療従事者等相談員に相談できず、不安・悩みを抱えるがん患者・家族を支援するため、ピアサポーター(相談技術を習得した罹患経験者)の育成、質の向上が必要である。また、がん患者の就労を支援する取組「就職支援モデル事業」が平成28年度から全国で開始されることから、就労支援に関する情報を把握し、関係機関と連携図り取組を推進していく必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○地域医療連携体制の構築

・IT活用地域医療連携システム構築事業については、県医師会が構築する地域連携クリティカルパス(おきなわ津梁ネットワーク)への医療機関及び県民の加入促進を図るため、引き続き広報活動を行うとともに、参加医療機関に対しては、機能を十分に活用できるよう、活用方法について説明を行う。

・「おきなわがんサポートハンドブック」の作成にあたっては、正確な情報を提供することはもとより、患者等が必要とする情報(医療施設や患者会に関わる情報や、患者への経済的・社会的支援に関わる情報)の追加を検討する。

○医療提供体制の整備

・地域がん診療拠点病院機能強化事業については、地域がん診療病院が未整備である北部保健医療圏域において、指定要件を満たすよう病院の体制等を強化し、地域がん診療病院の指定(拠点病院とのグループ指定)を受けることにより、高度がん診療、緩和ケア、相談支援、地域連携など基本的がん診療のさらなる均てん化を図る。

・県立新八重山病院整備では、地元自治体等関係機関との協議会において、インフラ整備の促進を図るとともに、国、関係部局等と連携し、労働者確保に向けた取組を行う。

○がん患者・家族等の支援体制の充実

・がん患者・家族等支援体制の強化について、相談員であるピアサポーターの質の向上を図るため、研修を修了したピアサポーターの活動に必要な支援を行うとともに、労働局など関係機関と協力し、がん患者の就労支援を行う取組を推進する。

・離島のがん患者に対する宿泊割引制度については、医療機関等へのパンフレット配布などにより制度の周知を促進するとともに、離島在住のがん患者の宿泊方法等の実態調査を行い、医療機関や沖縄県旅館衛生同業組合と調整を進め、制度のあり方について検討を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進		
施策	②医師・看護師等の確保と資質向上	実施計画掲載頁	118頁	
対応する主な課題	<p>○近年は、生活習慣病などの慢性的な病気が中心となっており、病気の治療が長期化する傾向にある。また、医療技術や医療施設の高度化など医療の質への関心が高まっていることなどに対応した医療提供体制の充実・高度化が求められている。</p> <p>○沖縄県の人口あたりの医師数は、全国平均を上回っているものの、圏域や診療科ごとの医師の偏在がある状況であり、安定的な医師確保が課題となっている。</p>			
関係部等	保険医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○医師の確保と資質向上				
1	医学臨床研修事業費 (保健医療部保健医療政策課)	335,724	順調	○県立病院で実施している後期臨床研修において、離島・へき地へ派遣する医師53人を養成した。また、前年度までに研修を終えた医師20人を離島・へき地の医療機関に派遣した。(1)
2	医学臨床研修プログラム経費 (保健医療部保健医療政策課)	90,628	順調	○県立中部病院で実施する医学臨床研修プログラムの管理をハワイ大学へ委託し、海外から指導医を11名招聘し質の高い研修プログラムを実施することにより、医師の養成を図った。平成28年度に医師臨床研修を開始する研修医を27名確保した。(2)
3	勤務医等環境整備事業 (保健医療部保健医療政策課)	35,734	順調	○医師の離職防止のために勤務環境の改善に取り組む病院が1病院増え、15病院に補助を行った。また、家庭と仕事の両立に関する相談や、復職を希望する医師に対し就業先や復職研修を行う病院を紹介する相談窓口を沖縄県医師会に設置したことで、医師の再就業に繋がった。(3)
4	地域医療関連講座設置事業 (保健医療部保健医療政策課)	50,000	順調	○地域医療に対する理解を深め、離島・へき地医療を担う医師を養成するため、琉球大学に寄付講座を2講座設置し、医学部生への卒前教育を行うとともに、卒業研修及び生涯教育の支援を行った。(4)
5	臨床研修医確保対策事業 (保健医療部保健医療政策課)	16,451	順調	○東京、大阪等で行われる臨床研修病院の説明会へ県内全ての臨床研修病院が合同で参加し、県内臨床研修の魅力を発信した。単独での参加に比べ来訪者を多く集めることができ、平成27年度は354名の医学生が参加した。研修医の確保に寄与することができた。(5)
6	指導医育成プロジェクト事業 (保健医療部保健医療政策課)	3,718	順調	○ハワイ大学の協力のもと、将来の沖縄を担う若手指導医及び医学教育者を育成している琉球大学へ育成に要する費用の支援を行い、6人の若手指導医を育成した。(6)
7	県立病院医師派遣補助事業費 (保健医療部保健医療政策課)	322,172	順調	○離島へき地の医療の確保を図るため、他の医師確保関連事業を活用した取組と連携を取りながら、県立病院から離島診療所に配置した医師(9人)の費用補助や、専門医が不足するへき地の中核病院に全国の民間医療機関等から医師派遣(16人)を行うための費用補助を行った。(7)

様式2(施策)

8	代診医派遣事業 (保健医療部保健医療政策課)	33,105	順調	○県内15箇所の離島診療所からの要望を受けて代診医を派遣した。台風の襲来による派遣中止もあり、派遣日数は計画の210日に達しなかったが、要望を受けた179日(県立中部病院121日、県立八重山病院58日)全てに派遣することができた。これにより、離島診療所医師の研修機会の拡充、勤務環境の改善が図られた。(8)
9	離島・へき地ドクターバンク等支援事業 (保健医療部保健医療政策課)	25,534	順調	○離島診療所勤務医師の負担軽減のため、勤務環境改善に向けた意見交換や離島の医療確保について、市町村と意見交換を行った。ドクターバンクへの登録医師数は、平成27年度末現在、計画値170名に対し、実績値140名であるが、取組を推進することにより、医師の不足する国頭村立東部へき地診療所へ医師1名の派遣、竹富町立黒島診療所への短期支援医師の紹介のほか、要望のあった離島へき地診療所へ代診医を派遣し、地域の医療の確保を図ることができた。(9)
10	医師派遣等推進事業 (保健医療部保健医療政策課)	635,027	順調	○医師の確保が困難な離島・へき地の医療機関に対し、医師派遣が円滑に実施されるよう、派遣元17医療機関の逸失利益に対し補助を行った。また、派遣先の5医療機関へ派遣受入に係る経費の補助を行った。(10)
11	自治医科大学学生派遣事業費 (保健医療部保健医療政策課)	127,000	順調	○自治医科大学へ新たに3名の学生を送り出し、離島・へき地の医療を担う医師の養成を図った。また、担当者、卒後医師、自治医科大学在学学生、指導医との懇談会等を開催し、離島・へき地診療所勤務について意見交換を行う等、不安払拭や意識付けに努めたほか、卒後医師との面談を行い、離島勤務の状況把握及び助言を行う等の改善を図った。離島・へき地診療所等勤務医師数は計画値14名に対し実績値19名となった。(11)
12	医師修学資金等貸与事業 (保健医療部保健医療政策課)	80,250	順調	○地域医療に従事する医師の確保・養成のため、離島等の医療機関に従事する意思のある医学生75名に対し、修学資金の貸与を行った。(12)
13	沖縄県地域医療支援センター運営事業費 (保健医療部保健医療政策課)	35,482	順調	○医師の地域偏在解消を図るため、琉球大学に地域医療センターを設置し、県ホームページ、パンフレット、説明会等を活用し、関係者へのセンターの認知向上を図った上で、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行った。(13)
14	県立病院医師確保環境整備事業 (保健医療部保健医療政策課)	9,327	順調	○医師のスキルアップ環境の向上を図り、医療提供体制の確保するため、沖縄県病院事業局が行う指導医の招聘や専門医資格取得等のための研修派遣に要する費用等に対し補助を行った。(14)
15	北部地域及び離島医師供給体制緊急強化事業 (保健医療部保健医療政策課)	22,311	順調	○事業の周知を図った上で、県立病院の後期研修及び北部、離島地域に所在する中核病院・診療所の勤務医師53人に学会や研修会に参加する機会を設けることでスキルアップ環境の向上を図った。(15)

○看護師、保健師等の確保と資質向上				
16	看護師等修学資金貸与事業 (保健医療部保健医療政策課)	132,440	順調	○将来、県内において看護職の業務に従事しようとする者に対し、修学資金の貸与を行った。予算の範囲内での貸与となるため243名に貸与した。 貸与者の9割は免許取得後に県内の看護職員の確保が困難な施設で就業しており、県内の看護職員の確保に寄与した。(16)
17	看護師等養成所の安定的な運営 (保健医療部保健医療政策課)	149,920	順調	○民間看護師養成所の運営費を助成した(5件)、また、専任教員再教育事業を実施するとともに、臨地実習において教育的配慮のできる実習指導者を養成する講習会を実施した。(17)
18	新人看護職員研修事業 (保健医療部保健医療政策課)	21,320	順調	○基本的な臨床実践能力を獲得するため、新人看護職員に対する教育研修を実施した34病院に対し補助を行った。卒後臨床研修受講者は計画値550人に対し実績値502人となり、看護の質の向上及び離職率の改善に寄与した。(18)
19	特定町村人材確保対策事業 (保健医療部保健医療政策課/健康長寿課)	6,604	やや遅れ	○産休等による保健師不在村に対し保健事業への助言・指導を実施するとともに、特定町村等保健師の会議の開催や現地での技術的指導・助言を実施した。また、離島の保健活動に関心を持つ学生を対象に離島保健活動体験セミナーを実施し9名の学生が参加した。保健師配置については、地理的条件等により人材の確保・定着が困難な特定町村(16町村)の全てで配置済である。さらに多様な住民ニーズに対応するため、全特定町村での複数配置に取り組んでいるが、5村で1人配置の状況である。(19)
20	へき地保健指導所事業費 (保健医療部保健医療政策課)	31,912	順調	○無医地区等のへき地保健指導所(10市町村13保健指導所)の運営費の一部を補助し、住民に対する保健事業等の推進を図った。(20)
21	代替看護師派遣事業 (保健医療部保健医療政策課)	9,887	順調	○県立離島診療所の看護師に調査を実施し、利用の実態や要望等を把握した上で、16箇所の県立離島診療所へ看護師の代替派遣を実施した。台風襲来による派遣中止などにより、派遣日数は計画値に達しなかったが、離島診療所からの派遣要望のあった204日全てに代替看護師を派遣することができ、離島診療所の勤務環境の改善が図られた。(21)
22	県内就業准看護師の進学支援事業 (保健医療部保健医療政策課)	3,582	順調	○県外の2年課程通信制で学ぶ県内就業准看護師に対し渡航費の補助を行った。補助人数は計画値70名に達しなかったものの、申請を受けた59名全員に渡航費を補助することができ、県内の看護の質の向上に寄与した。(22)
23	認定看護師の育成事業 (保健医療部保健医療政策課)	6,003	順調	○県外の認定看護師養成課程に看護師を派遣する7医療機関に対し費用の一部を補助し、水準の高い看護を実践できる認定看護師を8名育成し、看護の質の向上に寄与した。(23)

24	院内保育所運営費補助事業 (保健医療部保健医療政策課)	3,068	順調	○県ホームページにて周知を図った上で、院内で保育施設を運営する医療機関に対し運営費の補助を行った。補助施設件数は計画値5件に対し、実績値2件となったが、申請を受けた医療機関全てに補助を行うことができ、医療従事者の離職防止と再就業の促進に寄与した。(24)
----	--------------------------------	-------	----	---

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	241.5人 (26年)	227.7人	13.8人	233.6人 (26年)
	状況説明	県内の医療施設に従事する医師は平成22年基準値に比べ13.8人増加しており、H28目標値を上回っているものの、圏域別にみると、南部圏域に医師が集中し、北部及び宮古、八重山圏域では確保が厳しい状況にあることから、引き続き医師の確保・定着を図る取組を推進していく。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
2	看護職員の充足率	97.0% (23年)	98.9% (27年)	98.9%	1.9ポイント	99.0% (27年)
	状況説明	平成27年の看護職員の充足率は需給見通しによると、全国平均を0.1ポイント下回っているものの、平成28年には目標値の達成が見込まれる。今後も就労環境改善や離職防止等の対策を図ることで、安定的な職員の確保が期待できる。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	新人看護職員離職率	14.5% (21年)	5.7% (26年度)	8.6%	8.8ポイント	7.5% (26年)
	状況説明	新人看護職員に対する教育研修体制の整備に取り組む病院が増えた結果、就労環境の改善が図られ、平成26年度の離職率は、H28年目標値8.6%を上回り、現時点で目標値を達成している。今後も順調に推移するよう取組を推進していく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
医師の配置数(離島・へき地)	26人 (25年)	18人 (26年)	20人 (27年)	→	—
指導医招聘数	12人 (25年)	11人 (26年)	11人 (27年)	→	—
勤務環境改善に取り組む病院への助成件数	12件 (25年)	14件 (26年)	15件 (27年)	↗	—
研修プログラム参加者数 (原則、最大6人)	6人 (25年)	7人 (26年)	6人 (27年)	→	—
医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	233.1人 (24年)	241.5人 (26年)	↗	233.6人 (26年)
自治医科大学卒業生数 (累計※就労者のみ)	76名 (25年)	78名 (26年)	79名 (27年)	↗	—
宮古・八重山圏域における医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	159.3人 (22年)	163.8人 (24年)	175.6人 (26年)	↗	—
業務従事者数 (保健師、助産師、看護師、准看護師)	17,224人 (22年)	18,151人 (24年)	19,097人 (26年)	↗	1,509,340人 (26年)
看護師国家試験合格率	97.8% (25年)	97.4% (26年)	98.3% (27年)	→	94.9% (27年)
特定町村(16町村)における保健師配置数	15町村 (25年)	16町村 (26年)	16町村 (27年)	↗	—
保健師複数配置でない町村数	4村 (25年)	4村 (26年)	5村 (27年)	↘	—

様式2(施策)

へき地保健指導所(10市町村13指導所)における保健師配置指導所数	12指導所 (25年)	12指導所 (26年)	13指導所 (27年)	↗	—
認定看護師数	99人 (25年)	141人 (26年)	176人 (27年)	↗	15,817人 (27年)
認定看護師数 (人口10万人あたり)	6.99 (25年)	9.92 (26年)	12.2 (27年)	↗	12.4 (27年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○医師の確保と資質向上

- ・医学臨床研修プログラム経費及び医学臨床研修事業費等では、質の高い研修プログラムを策定、実施するとともに、受入体制の充実化及び指導医の育成等を図る必要がある。
- ・勤務医等環境整備事業で復職支援研修に対する補助を実施しているものの、本事業の補助を受けている病院が無いため、復職支援研修に対する補助事業の内容を周知する必要がある。
- ・代診医派遣事業について、離島診療所においては医師一人体制をとっていることが多い。そのため、交代で勤務する医師もいないこと、また急患があると時間外でも対応しないといけないことから、勤務環境が過酷なものとなっているため、当事業を継続し勤務環境の改善に図る必要がある。
- ・地域医療に従事する医師の安定的な確保に向け、医師修学資金を貸与する医学生や卒業生に対し、キャリア形成支援などの継続的なサポートの必要がある。
- ・医師確保対策について、県内の人口10万人あたりの医療施設従事医師数は全国平均を上回り、増加傾向にあるが、南部圏域に医師が集中し北部圏域及び宮古、八重山圏域においては医師が不足している。また産婦人科や脳外科等といった診療科の医師が不足し、診療科の偏在といった課題がある。

○看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・看護師等修学資金貸与事業について、貸与者の9割は免許取得後、看護職員の確保が困難な県内施設で就業しており、人材の確保に効果をあげている。修学資金は予算の範囲内で貸与しており、継続して事業を実施するための財源の確保について課題がある。
- ・新人看護職員研修事業については、新人看護職員に対し専門職として必要な実践能力を身につけるための臨床研修を実施しており、看護の質の向上、医療安全の確保が図られることを患者等に広報する必要がある。
- ・特定町村(16町村)における保健師配置については、16町村全てに配置されているが、一部の小規模離島では安定的に人材を確保することが極めて困難な状況にあるため、重点的に支援する必要がある。
- ・代替看護師派遣事業について、離島診療所に勤務する看護師は急な休暇を取得できないことや研修機会を確保しづらい等のイメージから、人材確保が難しい状況であるため、代替看護師派遣事業を継続し勤務環境の改善を図る必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○医師の確保と資質向上

- ・平成29年度から開始予定の新専門医制度の移行に伴い、地域医療に従事する医学生・医師のキャリア形成について改めて検討する必要がある。

○看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・新人看護職員研修を自施設において単独で完結できる体制が整っていない病院について、多施設合同研修事業や医療機関受入研修事業を推進し、全ての新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられる体制の構築が必要である。
- ・認定看護師の育成については、分野ごとに水準の高い看護や地域看護のリーダー的役割やも担うなど、医療機関等における配置のニーズは高いことから、認定看護師数を全国と同水準まで増加し、看護の質の向上を図る必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○医師の確保と資質向上

- ・医師の確保対策について、自治医科大学への学生派遣や医学臨床研修事業等により医師を養成し、離島へき地に安定的に医師の派遣(配置)が行えるよう取り組む。
- ・医学臨床研修プログラム経費については、ハワイ大学の特色を生かした研修プログラムを維持し、引き続き全国の研修医から高い評価が得られるよう努めることで医師の確保につなげていく。
- ・勤務医等環境整備事業については、復職支援研修に対する補助事業の内容を県ホームページに掲載する等、各病院に周知し円滑な復職支援研修の実施を図っていく。
- ・代診医派遣事業について、離島診療所の勤務環境改善を図るため、県(県病院事業局を含む)、関係市町村、拠点病院等の関係者が協議の場を設け、離島医療に係る課題を共有し、改善に向けた取組を連携して行う。
- ・医師派遣等推進事業では、全国的に医師の確保が困難な診療科の医師派遣を優先的に事業の対象とする等、事業予算の効果的な執行を図る。
- ・新専門医制度の移行については、医学生が卒業後に医師としてのキャリア形成と地域医療への貢献を両立できるよう、新専門医制度に対応したキャリアプログラムの整備を進める。

○看護師、保健師等の確保と資質向上

- ・看護師等修学資金貸与事業について、継続して事業を実施し看護職員の確保を図るためにも、財源の確保に努める。
- ・新人看護職員に臨床研修を実施することで看護技術の向上、医療安全の確保を図り、新人看護職員の看護技術等への不安払拭にもつながることから、取組内容と医療機関での実施状況について、県ホームページに掲載するなど広く周知するとともに、全ての新人看護職員がガイドラインに沿った研修を受けられるよう、自施設において単独で新人看護職員研修を実施する体制が整っていない病院については、多施設合同研修事業や医療機関受入研修事業を推進する。
- ・特定町村人材確保対策事業では、小規模離島の人材確保を図るため、県のホームページ等を活用した広報活動や退職保健師・潜在保健師人材バンク事業の活用促進、保健師を目指す学生への離島保健活動体験セミナーを実施する。
- ・代替看護師派遣事業では、離島診療所の看護師を安定的に確保するため、県立病院看護師に対し当事業により休みや研修の機会が確保でき勤務環境の整備を図っていることなどの周知を図るとともに、離島における看護業務について研修を実施する。
- ・認定看護師数を全国と同水準まで増やし、看護の質の向上を図るため、県外の養成課程へ受講者を派遣する医療機関に対する補助に加えて、県内での養成課程に受講者を派遣する際の補助についても検討を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-ウ	県民ニーズに即した保健医療サービスの推進		
施策	③救急医療、離島・へき地医療の充実	実施計画掲載頁	120頁	
対応する主な課題	○島嶼県である沖縄においては、各医療圏毎に医療を取り巻く状況が異なり、特に離島・僻地においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関と離島診療所等との救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○救急医療、離島・へき地医療体制の充実				
1	離島・へき地ドクターバンク等支援事業 (保健医療部保健医療政策課)	25,534	順調	○離島診療所勤務医師の負担軽減のため、勤務環境改善に向けた意見交換や離島の医療確保について、市町村と意見交換を行った。ドクターバンクへの登録医師数は、平成27年度末現在、計画値170名に対し、実績値140名であるが、取組を推進することにより、医師の不足する国頭村立東部へき地診療所へ医師1名の派遣、竹富町立黒島診療所への短期支援医師の紹介のほか、要望のあった離島へき地診療所に代診医を派遣し、地域の医療の確保を図ることができた。(1)
2	専門医派遣巡回診療及び遠隔医療支援事業 (保健医療部保健医療政策課)	27,950	順調	○離島診療所及び町村役場と連携し、地域の医療ニーズと提供可能な診療科目のマッチング等を推進した上で、医療提供体制が十分でなく専門診療科(眼科、耳鼻科等)の受診が困難な離島に専門医を派遣し、巡回診療を実施した。台風襲来等により実施できないケースがあったことから、巡回診療回数は87回と計画値に達しなかったものの、受診患者数は目標の1,000人を超える1,056人となった。離島における専門診療科の受診機会を確保することができた。(2)
3	ヘリコプター等添乗医師等確保事業 (保健医療部保健医療政策課)	34,609	順調	○自衛隊航空機や海上保安庁のヘリコプター等航空機による急患空輸の際に、医師・看護師等を添乗させ、救命率等の向上を図った(添乗搬送実績:196件)。また、添乗当番病院の新規確保のため、医療機関(1施設)へ参画を促したところ、平成27年度から添乗協力病院が1病院増えることとなった。(3)
4	救急医療用ヘリコプター活用事業 (保健医療部保健医療政策課)	252,674	順調	○救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)の運航に係る運営費の補助を行い、傷病者への迅速な初期医療処置を可能とし、救命率の向上を図ることができた。搬送件数は326件(327人)となった。(4)
5	急患空輸体制構築推進事業 (保健医療部保健医療政策課)	-	やや遅れ	○病院敷地内へのヘリポート設置については、立地条件や設置後の維持管理等の課題があり、設置施設数は平成27年度末現在も1病院となっているが、病院の近接地にドクターヘリと救急車が合流する緊急離着陸場(ランデブーポイント)を311箇所確保することで、救急患者を迅速に病院へ搬送する体制を維持することができた。(5)

様式2(施策)

6	災害時の救急医療体制の充実 (保健医療部保健医療政策課)	7,688	順調	ODMAT養成研修の受講者募集に際しては、既存DMATの欠員状況の報告を受け状況を把握し、より優先度の高い県内各DMATの混成で養成研修を受講することで、限られた受講枠の中で欠員補充とDMATの養成を行うことができた。新規にDMATを1チーム養成することができ、県内DMATは計22チームとなった。また、広域災害救急医療情報システムの運用を行った。(6)
7	小児救急電話相談事業(#8000) (保健医療部保健医療政策課)	12,822	順調	○新聞広告や保育施設等へのポスター配布による事業の周知を行うとともに、看護師の相談技術研修への参加により相談技術の向上を図った上で、休日・夜間の子どもの急な病気への対処や医療機関への受診の判断等について、看護師・医師による電話相談「#8000」を毎日19時から23時の4時間実施したところ、相談件数は8,177件となった。(7)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
1	医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	241.5人 (26年)	227.7人	13.8人	233.6人 (26年)
状況説明	県内の医療施設に従事する医師数は平成22年の基準値に比べ13.8人増加しており、H28目標値を上回っているものの、圏域別にみると南部圏域に医師が集中し、北部・離島圏域は依然として厳しい状況にあることから、引き続き医師の確保・定着を図る取組を推進していく。					
成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状	
2	救急医療告示病院数	26施設 (23年)	25施設 (27年)	28施設	△1施設	—
状況説明	施設数はほぼ維持されているものの、救急医の確保が困難なため、夜間・休日の急患受入体制の維持・確保が厳しさを増し、救急告示病院の減少につながったものと思われる。平成28年度目標値の達成は厳しい状況であるが、引き続き、救急医療体制の充実を図る取組を推進していく。					

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
医療施設従事医師数 (人口10万人あたり)	227.7人 (22年)	233.1人 (24年)	241.5人 (26年)	↗	233.6人 (26年)
ドクターヘリ救急搬送件数 (搬送人数)	334件 (336人) (25年度)	323件 (326人) (26年度)	326件 (327人) (27年度)	—	—
ランデブーポイント数	293箇所 (25年)	305箇所 (26年)	311箇所 (27年)	↗	—
沖縄県内のDMAT数	19チーム (25年度)	21チーム (26年度)	22チーム (27年度)	→	—
#8000利用後、「翌朝9時以降に受診」又は「受診していない」割合	75% (25年)	75% (26年)	76% (27年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・離島・へき地診療所等では、長期の医師確保が難しい診療科があることや、確保後も医師自身の体調不良等によって医師が不在となるなどの課題を抱えている。安定的な医療の確保を図るため医療機関等が医師の派遣調整等を行うほか、問題点の確認や支援実績の把握を行う必要がある。
- ・ヘリコプター等添乗医師等確保事業については、医師等の人員配置面で、現在の添乗当番病院に大きな負担が生じている。当乗回数を減少して負担軽減を図るため、当番病院のさらなる増加が望まれる。
- ・DMAT数は年々増加しているが、依然として既存DMATに欠員が発生している状況がある。DMATの編成には医師1名、看護師2名、業務調整員1名が必要であり、一つの職種でも欠員になるとDMATとしての活動に支障をきたしてしまうが、厚生労働省が実施するDMAT養成研修は受講枠が定められているため、県内DMATの欠員状況をよりの確に把握し、DMAT養成と欠員補充を両立していく必要がある。
- ・小児救急電話相談（#8000）の相談員には、県内病院の看護師20名が交代であたっているが、対応時間が夜間であること、相談内容によっては訴訟リスクもあることから、相談員となる看護師の確保が難しい。また、電話のみでの確に小児患者の症状を把握し、助言を行うためには通常の医療現場とは異なるスキルが必要であるため、相談員育成には時間を要する。相談員確保の面から相談電話回線の増は難しいため、現在の相談体制を維持しつつ、適切な救急医療機関の受診を普及啓発し、比較的軽症な患者の時間外受診を抑制し、医療従事者の負担軽減を図る必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・本県の救急医療用ヘリコプターは、搬送回数の半数以上で飛行距離が半径100キロメートルを超える洋上飛行となっており、全国に比べ搬送距離及び搬送時間が長く、ドクターヘリの燃料費等の運航経費が割高となっている。
- ・急患空輸体制構築推進事業について、ヘリポートは患者搬送を考慮し病院敷地内の地面に設置することが望ましいが、県内の各病院の立地状況は敷地面積や周辺環境の問題を抱え、整備が困難な状況であるため、病院近接地にドクターヘリと救急車が合流する緊急離着陸場(ランデブーポイント)を引き続き確保し、ドクターヘリと病院との連携を維持する必要がある。
- ・小児救急電話相談（#8000）は休日・夜間の子どもの急な病気への電話相談を受ける窓口であるが、児童虐待に関する電話を受けることがあるため、#8000のポスターに関係機関の連絡先を掲載するなど検討を行う必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○救急医療、離島・へき地医療体制の充実

- ・離島・へき地の診療所等については、県(病院事業局含む)、関係市町村、へき地医療拠点病院等の関係者が、離島医療が抱える課題を共有し、引き続き解決に向けて連携して取り組む。
- ・ヘリコプター等添乗医師を確保し、派遣当番病院の負担軽減を図るため、引き続き救急告示病院へ資料提供等を行い、医療機関へ添乗当番病院への参画推進を図る。
- ・救急医療用ヘリコプター活用事業について、ドクターヘリの安定・継続的運航を図るため、ドクターヘリの運航に関して、全国に比べ割高となっている運営経費に対し、一括交付金を活用した補助を継続して実施する。
- ・病院敷地内へのヘリポート設置は、各病院の立地から難しい状況であるが、病院近接地にランデブーポイントを引き続き確保し、救急患者を迅速に病院へ搬送する体制を維持する。
- ・引き続き、欠員補充によるDMAT養成研修受講においては、既存DMATの欠員状況を的確に把握し、より優先度の高い県内各DMATの混成で受講し、限られた受講枠でも欠員により編成が出来ないDMATが発生しないよう留意しつつ新規DMATの養成を図っていく。
- ・小児救急電話相談について、小児に関する主な症例やその対応、経過観察のポイント等を記載した「子ども救急ハンドブック」を県内の小児科標榜診療機関、保育所や幼稚園等に引き続き配布し、適切な救急医療機関の受診の普及啓発を行う。また、電話対応について、相談員間で相談事例を共有することでスムーズな電話対応に努め、より多くの相談に対応できるよう取り組む。
- ・小児救急電話相談（#8000）の利用を周知するポスターに児童虐待に関する関係機関の連絡先を記載することについて、関係機関と調整を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成		
施策	①福祉サービスの向上や福祉施設等の整備の促進	実施計画掲載頁	122頁	
対応する主な課題	○誰もが人としての尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、適切に漏れなく必要とする福祉サービスを利用し、自立した生活が可能となる仕組みが必要である。			
関係部等	子ども生活福祉部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○生活自立のための基盤整備				
1	日常生活自立支援事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	89,286	順調	○判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理を行うなどの権利を擁護する事業への補助を行った。(1)
2	福祉サービス第三者評価事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	1,837	大幅遅れ	○専用ホームページの全面改修を行い、充実化を図るとともに、関係各課へ専用ホームページへのリンクをお願いすることで、アクセスしやすいように整備したほか、県内社会福祉法人を対象としたアンケート調査や離島地域の市役所に対するヒアリングを行い、事業の現状把握に努めた。(2)
3	島しょ型福祉サービス総合支援事業 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	29,378	順調	○対象市町村に対する要望調査を踏まえた交付要綱の改正を行うとともに、介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島市町村に対し、事業運営に要する経費及び渡航費を補助した。(運営費補助:7町村の離島11箇所、渡航費補助:11市町村15箇所)(3)
4	地域共生ホーム(仮称)の整備 (子ども生活福祉部高齢者福祉介護課)	—	順調	○地域共生ホームに特化した事業はないが、県が行っている「地域支え合い体制づくり推進事業」で事業実施予定のある石垣市を含めた4市村に対して、「地域活動の拠点整備」の支援を行った。(4)
5	生活困窮者自立支援事業 (子ども生活福祉部福祉政策課)	57,399	順調	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	日常生活自立支援事業利用者数	477人 (23年)	578人 (27年)	642人	101人	—
	状況説明	平成27年度は、基準値より101人(約21%)増となっており、順調に推移している。高齢者人口や地域生活に移行する精神・知的障害者の増加により、利用者数の増加傾向は今後も続くとみられることから、引き続き、目標値の達成を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
介護サービスが提供可能な離島数	17箇所 (25年)	17箇所 (26年)	19箇所 (27年)	↗	—

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業について、新規契約には、契約締結能力の確認、家族等との関係調整、支援計画の策定などを行わなければならない時間を要する。また、死亡による解約も多く、遺留品の取扱いに時間を要することから、研修等の実施により専門員及び生活支援員の資質向上を図り、事業をより効率的に実施する必要がある。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、本事業の担当課と、福祉サービス事業者を直接対応する窓口をもつ事業課が別になっており、効果的な事業の周知等の取組が進められなかったことから、関係する事業課との連携強化が必要である。また、福祉サービスの「評価」という点で、社会福祉法人・事業監査と混同されやすい。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、小規模離島の介護サービス基盤を維持・拡充する必要がある。島しょ型福祉サービス総合支援事業による支援が必要不可欠であるが、離島市町村のマンパワー不足から本事業の周知及び活用が不十分になりがちである。
- ・地域共生ホーム(仮称)の整備に関しては、同ホーム整備に特化した補助金はないが、「地域支え合い体制づくり推進事業」で「地域活動の拠点整備」の支援をしており、それを利用して活動拠点の整備をすることが可能である。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業については、平成27年度から国庫補助基準額の算定方法が変更されたことから、今後、国庫補助金が減となる可能性がある。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日施行)の成立に伴い、社会福祉法人制度の抜本的な見直しが行われ、社会福祉法人内においては、法改正に必要な経費を捻出することが考えられ、その結果、第三者評価に必要な受審料が捻出できずに受審を断念する可能性がある。
- ・沖縄県全体の高齢化率(17.9%)と比較し、離島における高齢率(25.0%)は高い状況にあり、今後も高水準で推移することが見込まれ、介護ニーズが増加傾向にある。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅サービスの基盤の維持・拡充を図る必要がある。
- ・地域共生ホーム(仮称)の整備に関しては現在制度として確立したものではなく、地域共生ホームに特化した補助金の創設については、再検討を要する。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○生活自立のための基盤整備

- ・日常生活自立支援事業においては、沖縄県社会福祉協議会と意見交換等を実施しながら、専門員、生活支援員の確保及び資質向上など、事業の効率的な実施を含め、待機者解消に向けた取組等について検討を行う。
- ・福祉サービス第三者評価事業については、関係各課との連携強化をさらに図るとともに、事業についての正しい理解を促進するため、広報活動を強化する。また、受審料負担の軽減のための方策について、実施の可否を含め検討する。
- ・島しょ型福祉サービス総合支援事業に関しては、今後も、市町村ヒアリング等を通して個別具体的な事務支援を行うことで、本事業の活用促進を図る。
- ・地域共生ホーム(仮称)の整備については、市町村の抱える課題を整理し、本事業の実効性と必要性を検討する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成	
施策	②日常生活を支える地域福祉のネットワークづくり	実施計画掲載頁	122頁
対応する主な課題	○地域における要援護者は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など多様であるが、既存の制度・サービスのみでは支援できない方もいるため、地域において互いに支え合う地域福祉社会の実現に向けて、地域福祉のネットワークづくりが課題である。		
関係部等	子ども生活福祉部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○ともに支え合う地域社会の形成			
1	コミュニティソーシャルワークの推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	10,706	順調
2	要援護者支援ネットワークづくりの推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	4,687	順調
3	民生委員児童委員活動の推進 (子ども生活福祉部福祉政策課)	74,909	順調
4	地域ボランティアの養成 (子ども生活福祉部福祉政策課)	11,576	順調

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	コミュニティソーシャルワーカー配置数	10人 (24年度)	74人 (27年度)	21人	64人	—
	状況説明	コミュニティソーシャルワーカーの数については、既にH28目標値を大きく上回っている。しかしながら、配置市町村数でみると17市町村と、コミュニティソーシャルワーカーの配置に偏りがあることから、今後、未配置の市町村に配置するための方策を検討する必要がある。				
2	要援護者支援ネットワーク推進組織数	0ヶ所 (24年度)	—	55ヶ所	—	—
	状況説明	災害時避難行動要支援者の全体計画、名簿、個別計画が策定されることにより、要援護者への支援が促進される。要援護者支援ネットワークは、地域の自主防災組織、民生委員、消防団員、地元住民が協業して、地域力が醸成するためのネットワークであるが、「要援護者支援ネットワーク推進組織数」を調査する全国共通の調査がないため、消防庁調査項目である、名簿作成率を代替指標としてして事業を進めている。				

様式2(施策)

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
3	民生委員・児童委員の充足率	88.2% (22年)	89.6% (27年)	93.9%	1.4ポイント	97.1% (25年)
	状況説明	民生委員制度は全国的な制度であり、3年に一度、民生委員・児童委員の一斉改選が行われるが、本県では改選直後は充足率が低下する傾向が見られる。平成25年度が一斉改選の年であったため、一時的に改選後の充足率が低下したが、平成26年度以後は、充足率が徐々に上がっている。引き続き、民生委員・児童委員の活動等について周知を図り、目標値の達成を目指す。				
	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
4	県人口に占めるボランティア数	5.4% (21年)	—	5.80%	—	5.7% (21年)
	状況説明	基準値及び目標値の算定に用いたボランティア数については、定期的に公表されるものではなく、毎年度実績値を算出し評価することができないが、ボランティアに参加している人数は着実に増えている。今後も担当職員の資質向上のための研究会の開催や、メールマガジンやホームページ等による普及啓発の実施などにより、引き続きボランティア活動を促進しボランティア数の増加を目指す。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
避難行動要支援者名簿の作成状況	18市町村 (43.9%) (24年度)	29市町村 (70.7%) (26年度)	32市町村 (78.0%) (27年12月)	↗	52.2% (27年度)
民生委員・児童委員の充足率の推移	86.7% (25年)	89.7% (26年)	89.6% (27年)	→	97.1% (25年)
県内市町村社協へ登録しているボランティア団体に加入している会員の総数	22,497人 (25年)	24,897人 (26年)	25,047人 (27年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>〇ともに支え合う地域社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市町村でコミュニティーソーシャルワーカーは専任ではなく、兼務していることが多く、相談技術や資質の向上が課題である。また、離島町村に配置されていないなど配置市町村に偏りがある。 地域福祉のネットワークを構築するには、全体計画、名簿及び個別計画策定が重要であるため、市町村による策定を促進する。全体計画及び名簿の一部は行政主導での作成が可能であるが、個別計画の策定、名簿の精度向上と運用については、地域住民等の協力が必要となる。 現在活動中の民生委員・児童委員は平成28年11月30日に任期満了となり一斉に改選されるため、一時的に充足率が低下する可能性がある。 ボランティアに関する情報の発信不足や、ボランティアの受け入れ、活動の場の提供など、ボランティア活動の支援や環境整備などの体制が充実していない。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>〇ともに支え合う地域社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災以後も、自然災害が頻発しており、災害時における要支援者を含めた住民の安全確保に対する意識が高まっている。 生活困窮者自立支援制度の施行や、虐待、子どもの貧困等、多様で複雑な課題が顕在化・深刻化する中で、民生委員・児童委員に対する役割や期待が高まっており、負担感が増している。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

<p>〇ともに支え合う地域社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティーソーシャルワーカーの配置を推進するため、コミュニティーソーシャルワークに関する研修やセミナー等を実施し、見守り体制等を含めコミュニティーソーシャルワークの重要性等を確認するとともに、コミュニティーソーシャルワーカーの育成等を行う。 要援護者支援ネットワークづくりの推進については、全体計画、名簿作成の支援から、次のステップとして、個別計画の策定支援の経験等を有するアドバイザーを派遣して、名簿の更新や活用、実際の災害時に利用可能な個別計画の策定に重点を置いた支援を行う。 民生委員・児童委員の円滑な活動に資するため研修等の充実を図る。また、民生委員の担い手確保のために、県広報誌やチラシ等を活用したPR活動を行う等、民生委員制度に関する広報活動に努める。 ボランティアコーディネーターの育成が必要であるため、研修等を行い人材育成を図るとともに、沖縄県社会福祉協議会が運営する「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」のホームページにおいて、ボランティア活動をしている人の情報登録を行うとともに、ボランティア活動に関するイベントやボランティア募集情報等の提供を行う等拠点機能を活かした支援を行う。
--

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-エ	福祉セーフティネットの形成		
施策	③住宅セーフティネットの構築	実施計画掲載頁	123頁	
対応する主な課題	○本県は持家率の低さや、住宅の居住水準の低さに加え、低額所得者世帯の割合が全国で最も高いこともあり、公営住宅の需要は高い。また、低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する必要がある。			
関係部等	土木建築部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
○公営住宅の整備と住環境の向上				
1	公営住宅整備事業 (土木建築部住宅課)	4,508,672	やや遅れ	○市町村からのヒアリングを実施した際に建替時の増戸を促した。県営住宅においては、新規の公営住宅建設に着手した。(50戸の増戸)また、県営南風原第二団地ほか3団地の建替事業(279戸建設)に着手したが、公営住宅着工戸数は計画値680戸に対し実績値299戸となった。(1)
2	沖縄県居住支援協議会の設立 (土木建築部住宅課)	5,867	順調	○沖縄県居住支援協議会の取り組み、高齢者向け住宅等の各制度及び沖縄県あんしん賃貸支援事業の周知活動を行うため、パンフレット等を作成し説明会を開催したところ、約46名の参加があった。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	公営住宅管理戸	29,834戸 (23年度)	29,508戸 (27年度)	30,484戸	△326戸	—
	状況説明	基準値(29,834戸)に比べ現状値(29,508戸)は326戸減少している。これは、建設戸数の多い建替工事が複数年度にわたる事業であり、既設公営住宅を除却後、新住棟の完成まで一定の期間を要することが原因となっている。 工事の進捗状況等から、H28目標値の達成は厳しい状況である。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
沖縄県居住支援協議会説明会の開催数	2回 (25年度)	5回 (26年度)	1回 (27年度)	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>○公営住宅の整備と住環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県では、復帰直後に建設された多くの公営住宅が建替え時期を迎えており、居住者の安全確保のため、これらの団地建替事業を優先的に実施していることから、新規団地の建設が遅れている。今後、建替が必要となる団地は、更に増加する見込みである。 ・沖縄県あんしん賃貸支援事業の周知活動の取組の結果、あんしん賃貸住宅の登録数は、65件(累計)であったが、福祉団体等の支援団体登録数が1件と少ない状況である。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

<p>○公営住宅の整備と住環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低額所得者世帯の割合が、全国(19.2%)、沖縄県(36.2%)となっており、また最低居住面積水準未満世帯の割合も全国(7.09%)、沖縄県(10.8%)と、全国と比較して居住水準が低い。 ・住宅確保要配慮者においては、トラブル回避等の理由から、入居を制限する民間賃貸住宅が存在する

V 施策の推進戦略案 (Action)

○公営住宅の整備と住環境の向上

- ・低額所得者、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、公営住宅整備事においては、地域の住宅事情をきめ細かく把握している市町村に予算の優先配分を行い、建替え時の増戸や新規の公営住宅の整備を促す。また、県営住宅においては、建替え時の増戸を継続的に行う。さらに、老朽化した公営住宅の計画的な改修や修繕等を行うことにより、建物の延命化を図ることにより、コスト縮減を図る。加えて、公営住宅等ストック総合活用計画に基づき、効率的な建替事業を推進していく。
- ・住宅確保要配慮者支援のための沖縄県居住支援協議会においては、沖縄県あんしん賃貸支援事業の周知活動の強化及び登録の呼びかけを行い、今後も賃貸人・不動産業者及び市町村に対して、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する取組や活動強化のため、説明会を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	①食品等の安全・安心の確保	実施計画掲載頁	125頁	
対応する主な課題	○広域的な食中毒の発生など、食の安全を脅かす事案が発生しており、食品の安全・安心を確保するために、食品取扱施設及び流通食品に対する監視指導を強化する必要がある。 ○安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策や水道水質の監視及び湯水時等の衛生対策を図る必要がある。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○食品衛生対策				
1	食品衛生対策 (保健医療部生活衛生課)	48,650	順調	○食品取扱施設の状況及び食品の検査結果等について、情報共有できる「食品衛生等業務システム」を各保健所へ導入することで、より効率的かつ効果的な食品取扱施設の監視指導が可能となった。また、「平成27年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づく食品取扱施設への監視指導件数は、計画値9,238件に対し実績値10,332件で、食品の検査数は、計画値1,449件に対し実績値1,812件となった。さらに「HACCP(ハサップ)の導入型基準」の普及促進を図るため、(一社)沖縄県食品衛生協会等の関係団体と連携し、食品取扱施設を対象とした講習会を開催(3回)することができた。(1)
○飲料水衛生対策				
2	飲料水衛生対策(飲料水衛生対策費) (保健医療部生活衛生課)	3,567	順調	○簡易専用水道及び専用水道の新設事業者に対し、設置後の検査受検について指導を行った結果、県内の簡易専用水道の検査受検率は平成26年度実績で89.1%と全国平均約76%を上回った。(平成27年度実績は現在集計中)(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	食中毒発生件数	35件 (22年)	18件 (27年)	基準年以下	17件	1,203件 (27年)
	状況説明	食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査の取組は、計画どおりに進捗しているが、食中毒の発生件数は直近3年間では、13件(平成25年)、16件(平成26年)、18件(平成27年)と微増傾向にある。引き続き、目標達成に向けて取り組む。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
簡易専用水道の検査受検率	94.9% (24年)	94.5% (25年)	89.1% (26年)	↘	76.4% (26年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

○食品衛生対策

- ・県内の食品取扱施設数は約34,000施設(那覇市を除く)あり、限られたマンパワーで全施設を監視指導することは困難な状況にあることから、計画的かつ効果的に監視指導等を行う必要がある。
- ・平成27年3月に食品衛生法施行条例を一部改正し、食品の安全を確保する衛生管理手法の一つである「HACCPの導入型基準」を同条例に追加し、同年4月1日より施行されたが、食品関係事業者への周知については、十分とは言えない状況であるため、食品取扱施設に対しHACCPによる衛生管理の普及促進を図る必要がある。
- ・食品の検査において、耐用年数の超過や動作不安定等の機器があることから、食品検査機器の整備を図る必要がある。

○飲料水衛生対策

- ・本県における簡易専用水道の検査受検率は、全国と比較しても常に高水準を維持していることから、引き続き市町村水道担当等に対する衛生対策の教育訓練、設置事業者への啓発等を行う必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

○食品衛生対策

- ・本県の気候は、他県等と比較し高温多湿の期間が長く細菌性食中毒が発生しやすい環境にあり、九州・沖縄8県で見ると、本県は2番目に食中毒発生件数が多い。

○飲料水衛生対策

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)等により、簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村(平成27年度現在、県内41市町村中22市町村)に移譲されていることから、市町村との連携を図り水道水の衛生対策を行う必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

○食品衛生対策

- ・細菌性食中毒が発生しやすい環境にあることから、「平成28年度沖縄県食品衛生監視指導計画」に基づき、食品取扱施設に対する監視指導及び食品の検査を計画的かつ効果的に実施できるように取り組む。
- ・「HACCPの導入型基準」については、食品取扱施設を対象とした講習会を開催し、また、各保健所で定期的を実施している食品衛生講習会へ盛り込むことで、その普及促進を図る。また、関係団体等と連携し、「HACCPの導入型基準」の普及促進に取り組む。
- ・食品等の収去検査や食中毒調査等を迅速かつ効率的に行うため、食品検査機器の整備を図る。

○飲料水衛生対策

- ・市町村水道担当課長会議等において、引き続き衛生対策の体制整備等、取組の推進を促す。また、水道事業者としての立場からも設置事業者へ検査受検を実施するよう促す。
- ・簡易専用水道及び専用水道に関する権限が一部市町村に移譲されているため、権限移譲後の衛生対策の体制整備等への取組みを引き続き促すとともに、検査受検率が比較的低く、改善が見られない市においては、指導、助言等を行うよう促すなど検査受検率向上を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	②感染症対策の推進	実施計画掲載頁	125頁	
対応する主な課題	○感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、県民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	結核対策 (保健医療部健康長寿課)	3,669	順調	○結核患者の服薬支援として患者訪問、カンファレンス12回、検討会2回及び関係機関への研修会9回を開催した。また、メールの自動配信システムを活用した服薬支援(地域DOTS)研修会の開催、結核指定医療機関、介護施設等の関係機関との連携により、結核治療完了率の改善を図った。さらに、薬局DOTSの全県の実施に向けた体制を整備するため、薬剤師向けの研修会を開催した。(1)
2	感染症予防対策 (保健医療部健康長寿課)	58,300	順調	○エイズ対策強化のため、夜間検査、治療拠点病院研修等による検査実施体制の強化や相談(262件)、普及啓発を行った。また、感染が広がっている個別施策層の感染予防のため、検査の普及啓発をNGOと連携して実施した。HIV抗体検査については、申込みのあった全ての検査を実施し件数は2,295件となった。(2)
3	予防接種の推進 (保健医療部健康長寿課)	6,344	順調	○予防接種法に基づき実施する予防接種の実施率向上を図るため、引き続き市町村への指導を行うとともに、予防接種による健康被害に対し、健康被害救済措置として給付金を支給した。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	結核患者罹患率	18.7人 (22年)	15.0人 (27年)	減少	3.7人	14.4人 (27年)
	状況説明	結核患者罹患率は、平成22年の基準値に比べ3.7ポイント減少し、15.0人となった。引き続き、早期発見、早期治療について周知を図るため、関係者及び県民に結核に対する広報活動を行い、H28年目標値の達成を図る。				
2	麻しん予防接種率	92.2% (22年)	93.3% (26年)	95.0%	1.1ポイント	96.4% (26年)
	状況説明	麻しんの流行を阻止するためには予防接種率が95%以上必要とされているが、本県の接種率は95%には達していない状況であり、ワクチン接種に関する周知不足が影響していると考えられる。H28目標値の達成に向け、引き続き県が指導・助言及び普及啓発を行っていく必要がある。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
新たに結核として登録された者のうち60歳以上が占める割合	68.3% (25年)	76.3% (26年)	76.3% (27年)	↗	71.8% (27年)
潜在性結核感染症患者数	210人 (25年)	182人 (26年)	118人 (27年)	↗	6,675人 (27年)
初診から結核診断が1ヶ月以上の患者の割合	28.3% (25年)	25.4% (26年)	37.2% (27年)	↘	21.5% (27年)
肺結核喀痰塗抹陽性患者の治療成功率	53.3% (24年)	54.2% (25年)	56.7% (26年)	↗	49.1% (25年)
全肺結核患者に対する治療失敗・脱落率	8.0% (24年)	5.8% (25年)	6.8% (26年)	→	7.3% (25年)
肺結核外国人患者数	9人 (25年)	13人 (26年)	7人 (27年)	→	1,164人 (27年)
HIV抗体検査数	2,401件 (25年)	2,899件 (26年)	2,295件 (27年)	→	平均2,058件 (27年)
10万人あたりのHIV抗体検査数	170件 (25年)	204件 (26年)	163件 (27年)	→	平均72件 (27年)

III 内部要因の分析 (Check)

・結核対策については、潜在性結核患者の増加に伴い、現在のマンパワーでは、全患者へのDOTSが厳しい状況となっている。そのことが、県結核予防計画の目標値である治療・脱落率5%以下の達成されない要因につながっていると考えらる。

・国内外での新興・再興感染症の発生状況からも、感染症指定医療機関運営費補助は維持していく。また、新型インフルエンザ等の感染症対策のため、医療機関で患者を速やかに受け入れられるよう、医療器材等の体制整備状況を把握し、効率的に推進していく必要がある。

・エイズ感染の広がっている個別施策層に対して、感染予防のための啓発活動を行う際、行政からの直接的な啓発アプローチでは困難である。NGOと連携し対策強化に取り組む必要がある。

・予防接種の推進について、実施主体は市町村であるが、接種率の向上を図るためにも、引き続き、県の指導・助言及び普及啓発を実施する必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・結核対策について、結核患者は、60歳以上が半数以上占める。高齢者は、すでに結核に感染している者が多く、発病リスクも高い上、発症がわかりにくく、状態が悪化してから発見されることも多いため、治療開始後の死亡者も多い。また、近年は留学生の結核患者が増えていることから、受け入れる学校での定期健康診断の実施などを検討する必要がある。

・平成28年度に、抗インフルエンザウイルス薬の行政備蓄分について期限切れが生じるため、国は新たな備蓄方針を定めた。本県においても、新たな備蓄方針に従い、抗インフルエンザウイルス薬を購入する必要がある。

・B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期接種化される。

・予防接種の任意接種となっている、2ワクチン(おたふくかぜ、ロタウイルス)は広く接種することで発病や重症化を防ぐことができ、医療費の軽減にもつながることから、予防接種法に基づく定期接種に位置づける必要がある。

・子宮頸がんワクチンについては、副反応被害者の国の追跡調査結果が公表されたが、定期接種の勧奨差し控えは継続された。今後は従来の臨床的な観点に加え、疫学的な観点からの研究も実施するとしている。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・結核対策として、これまでの地域DOTSに加え、メールの自動配信システムを活用した地域DOTSや薬局DOTSを推進していく。

・高齢者の結核感染については、患者を早期発見し、早期の治療へ結びつけ重症化を防ぐため、施設職員や医療機関への結核に関する知識の普及を図るための研修会や会議を各保健所にて1回以上開催するとともに、高齢者の定期健診の受診を促進するよう、市町村に対し働きかける。また、留学生等の結核対策については、受け入れる学校と定期健康診断の実施について意見交換を行う。

・感染症対策について、感染症指定医療機関等の運営費補助及び抗インフルエンザウイルス薬備蓄用の購入、医療機器等の整備を行うとともに、感染症発生時は速やかに患者情報を収集・解析し、感染症情報センター等で公開する。また、集団発生事例については、マスコミ等を通して県民へ情報提供し感染拡大防止を図る。

・エイズ対策における検査普及のための広報活動は、6月「HIV検査普及週間」、12月「世界エイズデー」だけでなく、一年を通して、定期的にマスコミ等を活用し啓発活動を実施していく。また、個別施策層については、那覇市保健所、各保健所及びNGOと協力し、広報活動、HIV検査の普及啓発活動を行う。

・予防接種については、市町村従事者研修会等を実施し、引き続き市町村への指導・助言及び国が配布する資料等の配布により普及啓発及びB型肝炎ワクチン定期接種についての説明を行う。

・任意接種2ワクチン(おたふくかぜ・ロタウイルス)については、広く接種することで発病や重症化を防ぐことができるため、定期接種化を引き続き国に対して働きかけていく。

・子宮頸がんワクチンについては、国の動向等を踏まえ対応していく。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	③難病対策の推進	実施計画掲載頁	126頁	
対応する主な課題	○難病患者への支援については、地域における支援体制の整備や就労に関する相談体制の整備が求められている。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	難病特別対策推進事業 (保健医療部薬務疾病対策課)	20,848	順調	○難病相談支援センターにおいて、難病患者及び家族等に対する相談や就労支援を行った(相談実施件数835件)。また、特定医療費(指定難病)の新法制定に関する周知を行った。病状悪化等による緊急時に難病医療専門員が入院先を確保し、安心した療養生活と必要な医療の確保に寄与した。(1)
2	小児慢性特定疾病医療費助成制度 (保健医療部健康長寿課)	623,751	順調	○新制度に関する情報を保健所と共有し、連携して医療機関や医療費助成対象者へ周知等を行った上で、小児慢性特定疾患の患者家庭の医療費の負担を軽減するため、小児慢性特定疾患の患者の医療費の一部または全額を補助した。(2)
3	難病医療費等対策事業 (保健医療部薬務疾病対策課)	1,693,085	順調	○「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行(平成27年1月1日)に伴い、制度の円滑な実施に向け、患者等に対し引き続き周知を行った。医療費については、指定難病審査会で認定された患者に対し医療費自己負担分の全額または一部について助成を行った(医療受給者数9,814件、医療費助成額1,626,196千円)。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
指定難病(特定疾患)医療受給者数	8,371件 (25年)	8,722件 (26年)	9,814件 (27年)	↗	925,646件 (26年)
沖縄県難病医療拠点・協力病院数	21カ所 (25年)	22カ所 (26年)	24カ所 (27年)	↗	1,615カ所 (24年)
乳児死亡率(出生数千対)	2.3 (24年)	1.7 (25年)	2.9 (26年)	→	2.1 (26年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・難病特別対策推進事業においては、難病相談の実施を保健所、難病支援センター、難病医療専門員が連携し対応を行っている。平成26年度に支援センターの相談員が1名増員され細かな相談体制が図られつつあるが、相談内容の複雑化や困難事例の増加に対応するため、各関係機関における相談員や難病医療専門員、難病相談支援者の専門的な知識の習得が求められる。また、在宅療養支援者の介護負担を軽減するための入院先確保等が課題となっている離島へき地においては、地域の医療機関に対し支援を求めていく必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・小児慢性特定疾患対策事業は、平成27年1月から対象疾患の拡大、国庫負担分の義務的経費化、自己負担額の見直し等、制度の大幅見直しを経過措置として行われているが、引き続き情報の収集及び周知等を積極的に行う必要がある。
・難病医療費助成については、平成27年7月医療費助成の対象となる指定難病が拡大され、110疾病から306疾病となった。また、自己負担割合の見直し(3割⇒上限2割等)、指定難病の診断を行う「難病指定医」や治療を行う「指定医療機関」制度の導入など大幅に変更されたため、医療機関や患者への周知を更に図る必要がある。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・難病相談の実施については、難病医療連絡協議会や各保健所圏域で開催される関係者連絡会議等で療養者および支援者の状況把握と情報共有を行い、より適切な支援が展開されるよう体制の連携強化を図るとともに、医療機関等の相談員を含め支援関係者を対象とした専門的な知識習得のための講演会や研修会等を開催する。また、療養患者・家族会等の患者団体との連携を図り、充実した相談対応と、支援体制の周知を図る。さらに、離島へき地の入院先確保については、地域の医療機関へ事業の理解と協力について働きかけを継続して行い、入院先の拡大に努める。
・小児慢性特定疾患対策事業について、経過措置終了後の新制度完全移行については、情報収集を積極的に行い、保健所と連携しながら関係医療機関や医療費助成対象者への周知等を行う。
・難病医療費助成については、難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消を図り、円滑な支援対策を行うため、難病患者家族や支援関係者、各関係医療機関等に対し制度の周知を行う。また、沖縄県医師会や関係医療機関等と連携し難病指定医等研修を実施する等、体制整備を進めていく。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	④自殺対策の強化	実施計画掲載頁	126頁	
対応する主な課題	○沖縄県の自殺者は、平成10年以降、300人を超える高止まりの深刻な状況が続いており、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携のもと、地域における自殺対策を強化する必要がある。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	自殺対策強化事業 (保健医療部健康長寿課)	25,976	順調	○県、27市町村、1民間団体が地域の実情を踏まえ、悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげるゲートキーパー養成研修等の人材養成、相談支援、普及啓発等を実施した。また、救急医療スタッフが、多量服薬を含めた自殺未遂者に対応するために必要な医学的知識、接遇法、外来フォローへのつなぎ方などを取得する自殺未遂者ケア研修を行った他、50代男性への働きかけとしては、多重債務等の総合相談会を実施、若年層向けのゲートキーパー養成研修を実施した。(1)
2	自殺予防事業 (保健医療部健康長寿課)	484	順調	○地区医師会の委員を含めた研修企画委員会を設置し、研修内容の充実、開催日時の改善を図った。また、内科医、精神科医、その他医療従事者に対し、うつ、自殺、アルコールの関連と対応についての研修を実施した。研修受講者数は87人とどまったが、うつ病の診断・治療の知識の普及啓発及び精神科医の連携強化が図られたことから、進捗状況は順調とした。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	自殺死亡率(人口10万人当たり)	25.5 (22年)	20.3 (26年)	22.0 (29年)	5.2	19.5 (26年)
1	状況説明	本県における平成26年の自殺死亡率(人口10万人あたり)は、自殺予防を意識した普及啓発や相談支援、個別訪問などの取組により、平成22年の基準値に比べ5.2ポイント減少し、沖縄県自殺総合対策行動計画の目標値(平成29年)でもある22.0を現時点で達成している。さらなる自殺死亡率の低下に向け、引き続き自殺対策に取り組んでいく。				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
自殺者数に占める50代の人の割合(警察庁統計)	26.2 (24年)	26.6 (25年)	23.9 (26年)	→	16.4 (26年)
20歳未満の自殺者数(警察庁統計)	5人 (24年)	1人 (25年)	3人 (26年)	→	538人 (26年)

Ⅲ 内部要因の分析 (Check)

・平成26年度に実施した沖縄県自殺対策に関する県民の意識調査から、50代男性のストレスの解消方法として「飲酒」が多いことや、若年者は自殺に対し好ましくない考え方を持っていることがわかった。また、悩みのある人は身近な人に悩みを聞いてもらうことが多いとの調査結果から、多くの人々がゲートキーパーとしての役割を担えるよう人材養成を行うことや、若年層に対していのちの大切さ、ストレスに直面した際の対処法等の啓発を行う必要がある。

・平成24年度の一般心療科医への調査によると、一般心療科でうつ病の患者の診察を実施した割合は72%となった。診察の際にうつ病の判断、精神科治療の必要性の判断、薬物の選択・用法の判断に困る事例が挙げられていることから、多くの内科等かかりつけ医が、うつ病の早期発見及び早期治療が可能となる技術の向上を図り、精神科医と連携して自殺対策の推進を図る必要がある。

Ⅳ 外部環境の分析 (Check)

・自殺の原因は、健康問題、家族問題、経済・生活問題の順に高く、50代においては、経済生活問題、健康問題が同様の割合となっている。

・平成27年に自殺対策基本法が改正(平成28年4月施行)され、都道府県だけではなく、市町村においても自殺対策計画の策定が求められる他、学校側が児童・生徒のこころの健康について、取組を推進することが示された。

Ⅴ 施策の推進戦略案 (Action)

・自殺対策強化事業においては、多くの人々の自殺対策に対する意識醸成を図るため、若年層を対象としたゲートキーパー養成研修講師派遣の取組を継続して実施し、事業の充実等に取り組む。

・救急医療機関と精神科施設等との連携等、精神疾患などにより、自殺するしか解決方法がないという考えが強くなるなど、自殺企図の可能性が高い方への危機対応等、行政をはじめ民間の関係機関・団体等との役割分担と連携の下、相談体制の充実・強化や普及啓発活動等の総合的な対策に取り組む。

・精神科を専門としない医師等を対象に実施する自殺の要因となる精神疾患に関する理解を図ることを目的とした研修の企画委員会において、各地区医師会委員と研修テーマ及び内容について検討を行う。また、かかりつけ医等のニーズに応じて、実際にかかりつけ医が診察で困っている若年者の摂食障害、うつ、自殺企図者への対応等について引き続き事業を継続する。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑤薬物乱用防止対策の推進	実施計画掲載頁	126頁	
対応する主な課題	○本県の薬物事犯者数は、減少傾向にあるものの、過去5年間の平均で毎年約150名が検挙されている。覚せい剤事犯については、再犯率が高く、再乱用防止対策が求められているが、本県においては、利用者の経済的な負担や女性利用者を受け入れ可能な施設が無い等の問題がある。			
関係部等	保健医療部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	麻薬等対策事業 (保健医療部薬務疾病対策課)	6,103	順調	○九州厚生局沖縄麻薬取締支所や沖縄県警、教育機関、医療機関、民間団体等と連携した薬物乱用防止の普及啓発活動として学校、地域等における薬物乱用防止講習会(64回)、地域等における街頭キャンペーン(12回)、薬物乱用防止指導員等の研修会(10回)、薬物乱用者を対象とした薬物再乱用防止教室(40回)を開催し、中・高校生や大学等の若年層及び地域住民への普及啓発を図った。(1)
2	薬物乱用防止教育 (教育庁保健体育課)	324	順調	○薬物乱用防止教育を推進する保健主事等への研修会を開催し(1回)、資質向上を図った。また、各公立学校(小中高)において警察官・薬剤師等による薬物乱用防止教室を開催し(1回)、生徒への飲酒・喫煙を含む薬物乱用防止の啓発を行った。(2)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
児童生徒の年間薬物事犯検挙数	0名 (25年)	0名 (26年)	1名 (27年)	↘	1.4名 (22年)
児童生徒の飲酒の補導状況	701名 (25年)	611名 (26年)	575名 (27年)	↗	—
児童生徒の喫煙の補導状況	5,915名 (25年)	4,395名 (26年)	3,111名 (27年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

<p>・麻薬対策事業については、薬物乱用防止の広報啓発の一端を担う薬物乱用防止指導員がいるが、講習会の講師をできる指導員が不足しているため、その講師育成を引き続き行う必要がある。また沖縄県薬物再乱用防止教室の取り組みが薬物乱用からの回復支援に一定の効果を発揮しているが、医療機関や相談機関、薬物依存症リハビリ施設等の連携が十分とは言えないため、さらなる連携強化を図る必要がある。</p> <p>・飲酒・喫煙を含む薬物乱用防止教育の取組については、毎年の繰り返し抑止力になっていることについて各学校へ理解を求めるとともに、行事事態がマンネリ化しないように継続させていく必要がある。</p>

IV 外部環境の分析 (Check)

- ・麻薬等対策事業については、平成25年10月の法改正により危険ドラッグの規制が強化されたこと等により、県内の危険ドラッグ販売店舗は平成26年12月には0店舗となったが、薬物の種類や入手経路等はインターネット等の普及により多様化しており、地域、学校側のニーズに対応できる薬物乱用防止指導員の養成が引き続き求められている。
- ・高校生による大麻所持事件を受け、社会的な反響が大きい。社会全体の問題として青少年の健全育成という立場から他団体や関係機関との連携を図っていく必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・薬物再乱用防止教室の取組をより効果的に推進するため、医療機関や薬物依存症リハビリ施設等との会議や研修会等を通して、麻薬等対策について連携を強化する。また、多様化する薬物乱用問題に対応するため、専門的な研修等を行い、薬物乱用防止指導員等の資質向上に努める。
- ・薬物乱用防止教室の開催率が、小中学校ともに全国平均を下回っている状況を踏まえ、講師を紹介するなど情報提供に努める。また、指導者の資質向上を図れるような研修会内容の改善と、本県の健康に関する課題(喫煙に関わるCOPD閉塞性肺疾患での死因)等が盛り込まれている「次世代の健康づくり小学校用副読本」を活用した授業実践(体育保健領域での学習)の推進を図る。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑥危険生物対策の推進	実施計画掲載頁	127頁	
対応する主な課題	○例年ハブ咬症者が100人程度発生していることから被害の未然防止が課題になっている。また、近年急速に分布を拡大している危険外来種の駆除対策が大きな課題である。 ○亜熱帯に位置する本県の海には、ハブクラゲやオコゼなどの猛毒を持つ生物が多種生息し、これらによる刺咬症事故が発生している。			
関係部等	保健医療部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要	
○ハブ咬症対策				
1	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業 (保健医療部薬務疾病対策課)	23,182	順調	○ヒト抗毒素研究の進捗状況及び課題を整理し、平成28年3月に中間報告書を作成するとともに、共同研究機関との今後の開発の可能性等について協議を行った。(1)
2	危険外来種咬症対策モデル事業 (保健医療部薬務疾病対策課)	11,111	順調	○平成26年度に引き続き危険外来ハブ類の効果的な駆除法検証を行うため、基礎生態調査とモデル地区4地区(名護市大北、為又、喜瀬、本部町伊豆味)に絞り込んだ上で駆除実験を行った。個体数の変動を推定するためのデータを得たことで、地区によって駆除効果や体調組成の違いが確認できた。(2)
3	抗毒素配備事業 (保健医療部薬務疾病対策課)	2,661	順調	○関係機関等と協力し、ハブの危険性やハブ咬症に関して広く県民に周知を図るとともに、ハブ咬症時の治療薬であるウマ抗毒素を県内の32医療機関に配備し治療体制を確保した。ハブ咬症による死亡者数は、平成12年以降、0人を維持している。(3)
○ハブクラゲ等海洋危険生物対策				
4	危険生物対策 (保健医療部薬務疾病対策課)	556	順調	○学校関係者や海水浴場管理者等の関係者を対象とした危険生物対策講習会の実施、海洋危険生物のポスター1,100部、小冊子等20,000部の配布、ハブクラゲ侵入防止ネット管理マニュアルの周知を行った。これらの取組により、侵入防止ネット設置率は平成26年度74.1%から平成27年度75.4%と向上している。(4)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	ハブ咬症者数	96人 (21年)	67人 (27年)	86人以下	29人	—
1	状況説明	ハブ咬症者数は平成27年度67人と平成28年目標値86人以下を達成しているが、依然として50名を超える被害が発生している。この減少傾向を維持あるいは促進させるためには、年々拡大傾向にある危険外来ハブ類の生息域や生息密度の増加を抑える必要があることから、駆除モデル実験の継続及び駆除効果を検証することにより、駆除マニュアルを完成させる。				

成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ハブクラゲ刺症被害者数	91人 (22年)	131人 (27年)	82人以下	40人増加	—
2 状況説明	ハブクラゲ刺症被害者数は、医療関係者、ビーチスタッフ等から提供される事故調査表を基に集計しており、広報啓発活動により関係機関からの報告が周知されたことで、刺症被害者数が増えているとも考えられる。なお、ポスターの配布等広報啓発を図っているが、依然として多くの被害が発生していることから、侵入防止ネット未設置ビーチに対する設置促進、設置済ビーチへのネット破損個所の補修を促すとともに、引き続き広報啓発に努めることにより、H28目標値である82人以下の達成へ向け取り組む必要がある。				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
ハブ咬症者数	72人 (25年)	54人 (26年)	67人 (27年)	→	—

III 内部要因の分析 (Check)

○ハブ咬症対策
 ・抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業では、今後の医薬品開発の可能性、効率性、知的財産権の取扱等について共同研究機関と話し合い、鹿児島県奄美地方のハブ咬症への対応や、ヒト抗毒素の効果をどこまで求めるかなど、課題を整理する必要がある。
 ・危険外来種咬症対策モデル事業については、効率よく外来ハブの駆除効果を検証するため、市町村、区等の関係機関及び県民から実験区内における外来ハブ類の捕獲や目的情報等を収集し、駆除効果検証の指標として利用する必要がある。
 ・抗毒素配備事業については、ハブ抗毒素の単価は2年に一度(次は平成30年度に改定予定)改定される。また、消費税増税等により価格が上昇した際には、配備計画の見直し等弾力的な運用を図る取組が必要である。

○ハブクラゲ等海洋危険生物対策
 ・ハブクラゲ刺症被害者は関係機関から提供される事故調査票(協力依頼)を基に算出している。協力依頼が周知されることに伴い、これまで協力を得られていなかった関係機関から事故調査票の提供を受けるようになった。

IV 外部環境の分析 (Check)

○ハブ咬症対策
 ・危険外来種咬症対策モデル事業について、外来生物防除手法は物理的手法(捕獲)が一般的であるが、近年では化学的手法等の開発研究も盛んになってきていることから、他の外来生物防除研究の情報収集を継続して行い、必要に応じ駆除手法の改良や変更を検討する必要がある。

○ハブクラゲ等海洋危険生物対策
 ・ハブクラゲ侵入防止ネットの設置率は平成27年度75.4%と増加傾向にあるが、未だ十分な対応がされていないビーチ(管理者不在、侵入防止ネット未設置)では刺症被害が多いことから、更なる広報啓発が必要である。また、未成年者の刺症被害が多いことから小・中・高校生向けに効果的な広報活動を行う必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

○ハブ咬症対策
 ・抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業については、学術論文による抗ハブ毒ヒト抗毒素研究の公表に取り組むとともに、実用化に向け共同研究機関と協議を行い、課題の解決に向け取り組む。
 ・危険外来種咬症対策モデル事業については、効率的に駆除効果を向上させるため、モデル実験地区4地区(名護市大北、為又、喜瀬、本部町伊豆味)で得られたデータに基づく防除方法の検討や、外来種防除やヘビ類研究に関連する学会等で発表された先進的事例を参考にし、取組を推進する。
 ・抗毒素配備については、継続して抗毒素を購入・配備することにより、ハブ咬症時における安全な治療体制を確保することができる。そのため、価格が上昇した際には関係機関との調整を早急に行い、配備計画の見直し等弾力的な運用を図る。

○ハブクラゲ等海洋危険生物対策
 ・海洋危険生物対策については、県民及び観光客に対し侵入防止ネット設置区域内での遊泳や刺された場合の応急処置等をポスターやリーフレット配布により周知する。また、侵入防止ネット未設置ビーチへ侵入防止ネットの設置呼びかけを行うとともに、ハブ・ハブクラゲ等、危険生物対策講習会を引き続き実施していくことで、関係者への意識啓発を行う。さらに、未成年者の刺症被害を未然に防ぐため、教育機関(小・中・高校)との連携を密にし広報活動を行う。

「施策」総括表

施策展開	2-(3)-才	保健衛生の推進		
施策	⑦動物愛護の推進	実施計画掲載頁	127頁	
対応する主な課題	○広く県民の間に動物愛護思想を普及し、動物の適正飼養及び管理に関する知識やモラルの向上を図っていく必要がある。また、犬の飼い主をはじめ、広く県民に対して狂犬病予防に関する普及啓発を強化していく必要がある。			
関係部等	環境部			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度			
	主な取組	決算見込額	推進状況
1	動物適正飼養普及啓発事業 (環境部自然保護課)	10,038	順調
		○沖縄県動物愛護管理推進計画に基づき、負傷動物の收容や飼えなくなった犬猫の引取りのほか、收容された犬・猫の新たな飼い主への譲渡活動に取り組むとともに、「捨て犬、捨て猫防止キャンペーン」や「動物愛護の集い」等のイベントを開催し、捨て犬・捨て猫の防止や動物愛護精神の普及及び狂犬病対策に係る啓発活動を行った。(1)	

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
犬・猫の收容頭数の推移(狂犬病予防法による犬の捕獲頭数を含む)	7,756頭 (24年)	5,905頭 (25年)	5,330頭 (26年)	↗	—

III 内部要因の分析 (Check)

・動物の引き取り施設(動物愛護管理センター)には約225頭の收容限界がある。
--

IV 外部環境の分析 (Check)

・動物愛護についての考え方が多様化してきており、ノラネコに対して駆除を望む人や全頭保護を望む人がいるなど、感情的な対立を生みやすくなっている。 ・殺処分ゼロを求める社会的要請が近年高まっている。
--

V 施策の推進戦略案 (Action)

・特にノラネコが多い地域では、情報発信媒体を増やし、重点的に猫の適正飼養に係る啓発活動を行う。 ・ノラネコによる迷惑行為については、地域住民が主体的に取り組む地域猫活動等、ノラネコの引取り以外の方法による解決を促す。
